

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

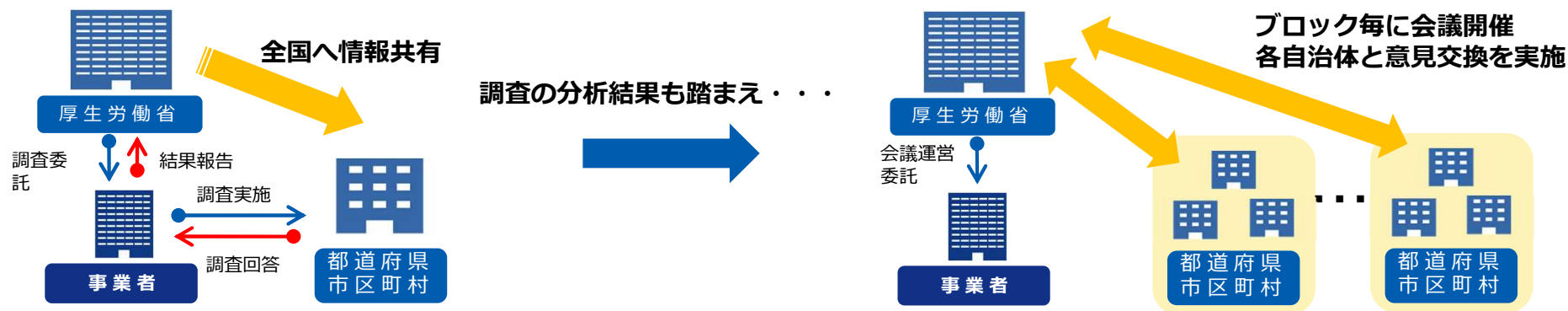
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

セルフプラン率について（令和6年3月末時点）

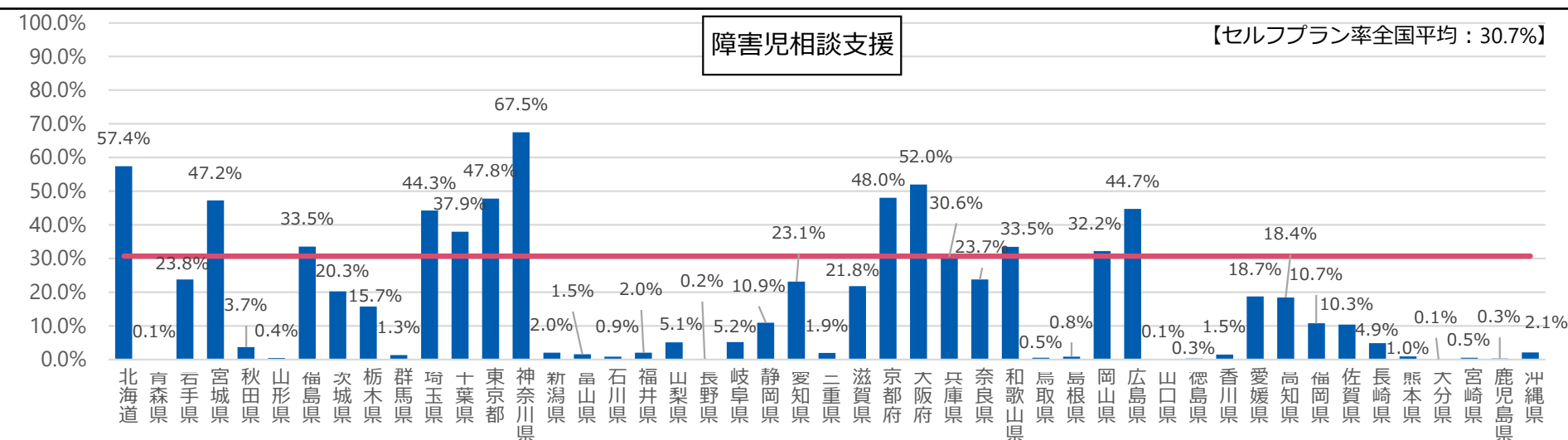
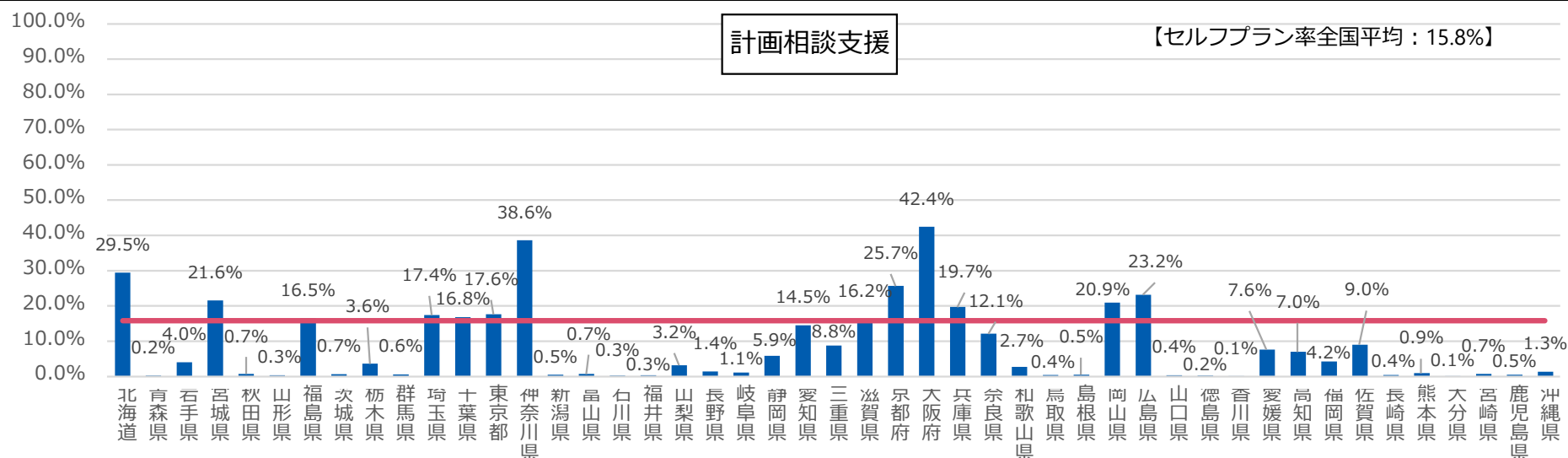
出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

関連資料11

- セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いする。

（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁）：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9



- モニタリングは、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**を設定する。（施行規則第6条の16）
- 市町村においては、利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすることとされている。
（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）
- さらに、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にあるとなっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

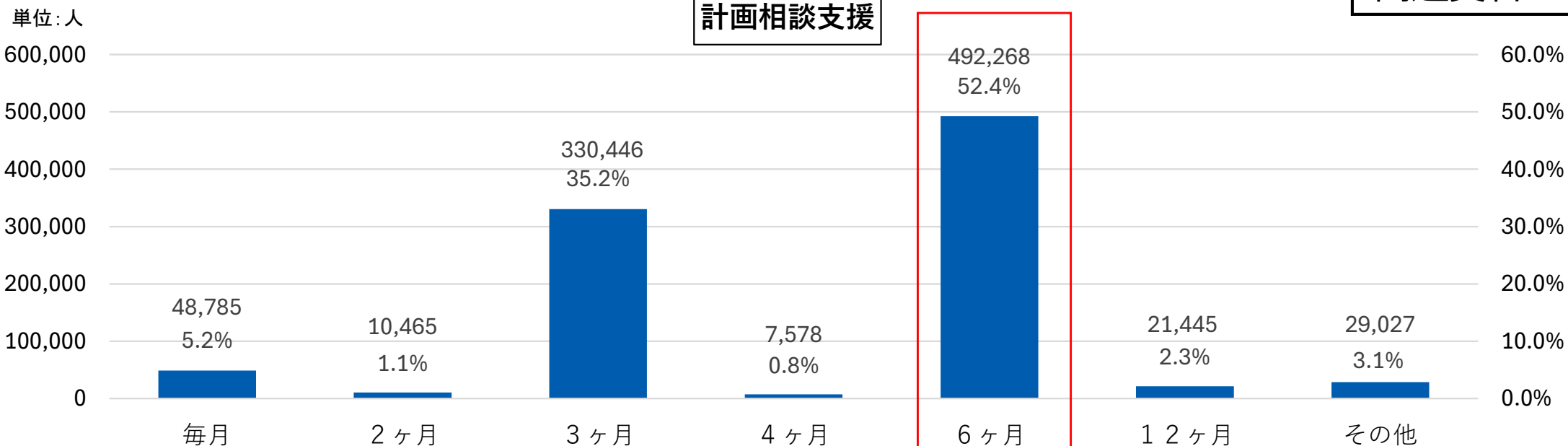
・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者	・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者	・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者	・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者	・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
・家族や地域住民等との関係が不安定な者	・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
・進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者	・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

○また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

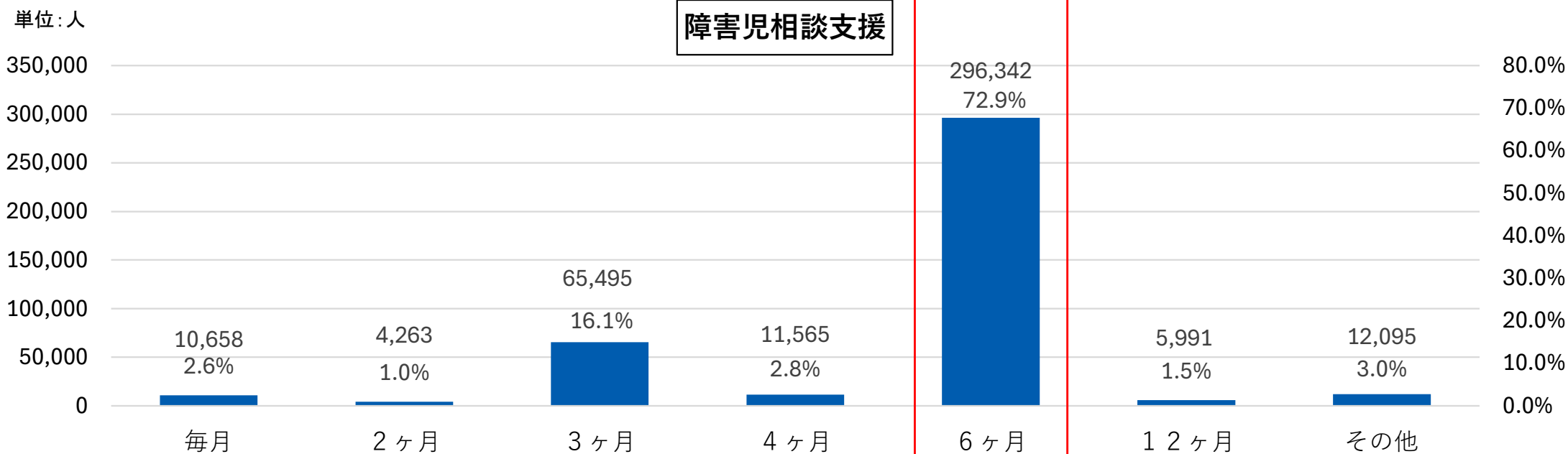
・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）	・医療的ケア児
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者	・強度行動障害児者
・医療観察法対象者	・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予者等）	

関連資料13

計画相談支援



障害児相談支援



相談支援の充実等について

障害者相談支援事業等の交付税措置等について

【障害者相談支援事業（いわゆる委託相談）、基幹相談支援センターの交付税措置について】

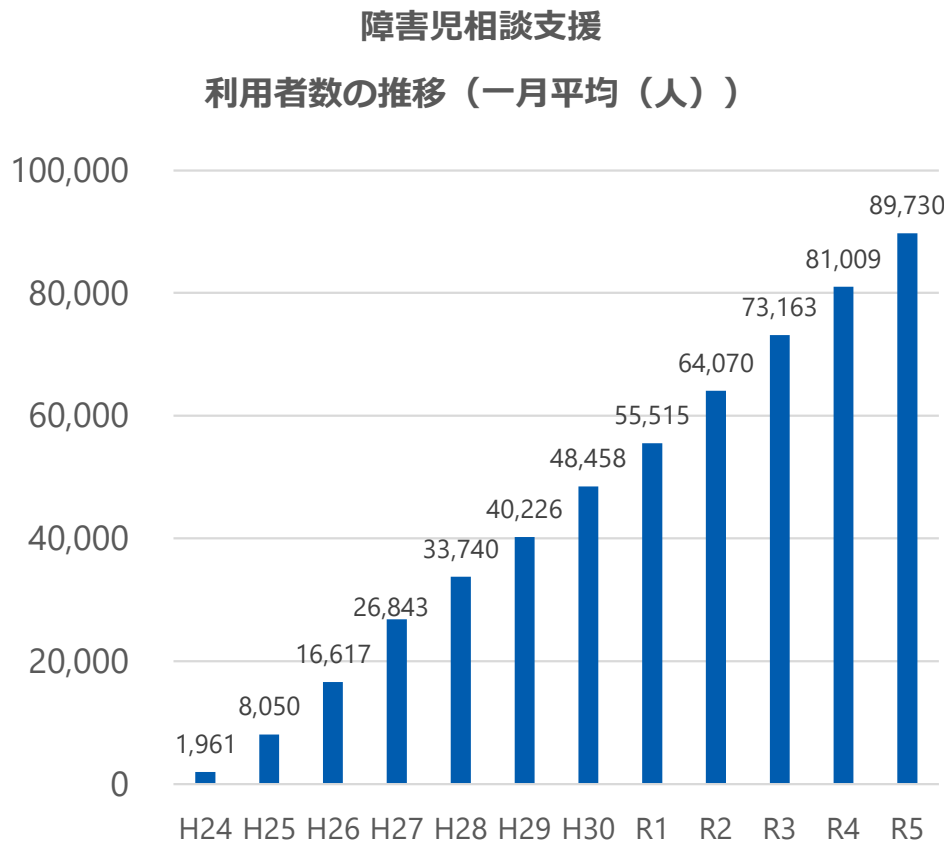
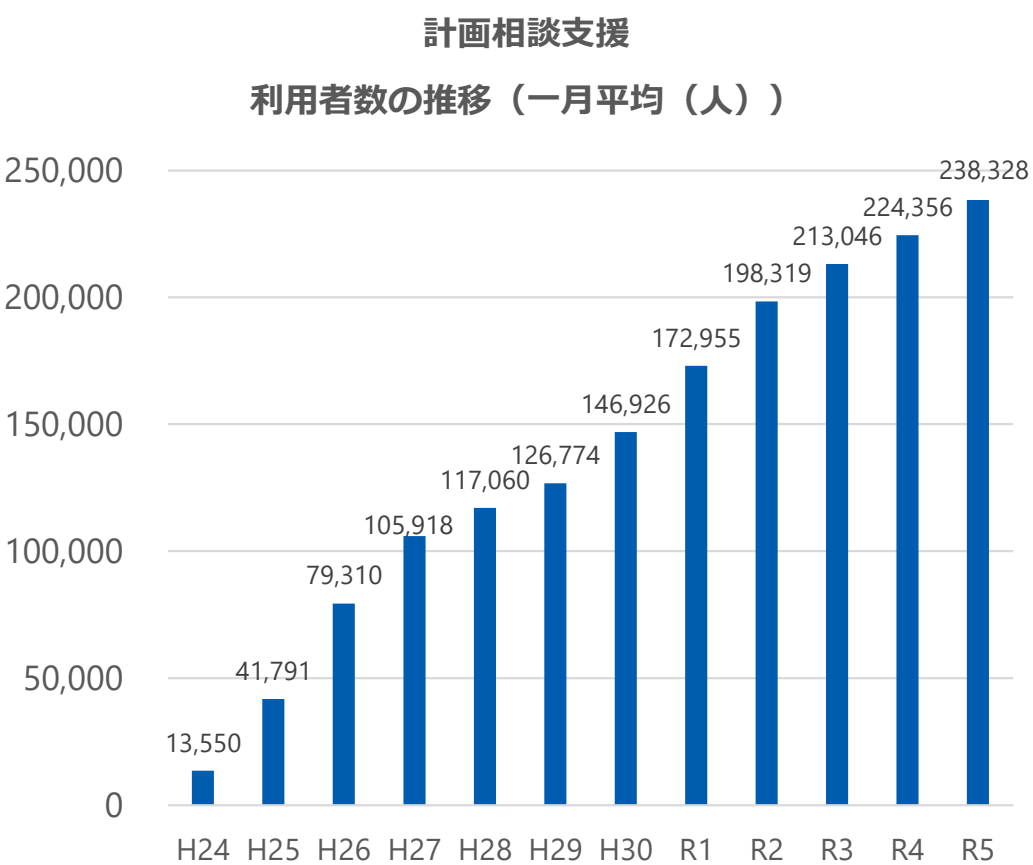
- 障害者相談支援事業について、相談件数の増加や、基幹相談支援センターの令和4年度障害者総合支援法改正による市町村の努力義務化を踏まえ、令和7年度から地方交付税措置が拡充される見込みである。
具体的な内容については、今後おって連絡していく予定。

【障害者相談支援事業の消費税にかかる取扱いについて】

- 市町村が実施する障害者相談支援事業については、社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となるが、この間、以下の対応を行ってきたところ、各自治体におかれては、引き続き、委託先の民間事業者に過度な負担が生じることがないように、適切にご対応いただくよう改めてお願いする。
 - ・ 自治体説明会（令和6年4月26日）の開催
 - ・ 厚生労働省と国税庁に相談窓口の設置
 - ・ 相談窓口に多く寄せられたご照会を基にしたQ&Aの発出（令和6年10月10日）
（障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について（厚生労働省HP））
URL：[障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakugocho/seisaku/seisaku_000020001_00001.html)

各市町村におかれては、上記2つのような状況を踏まえ、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、より充実している市町村におかれては支援が後退することのないよう、地域における相談支援体制の充実にご配慮いただきたい。

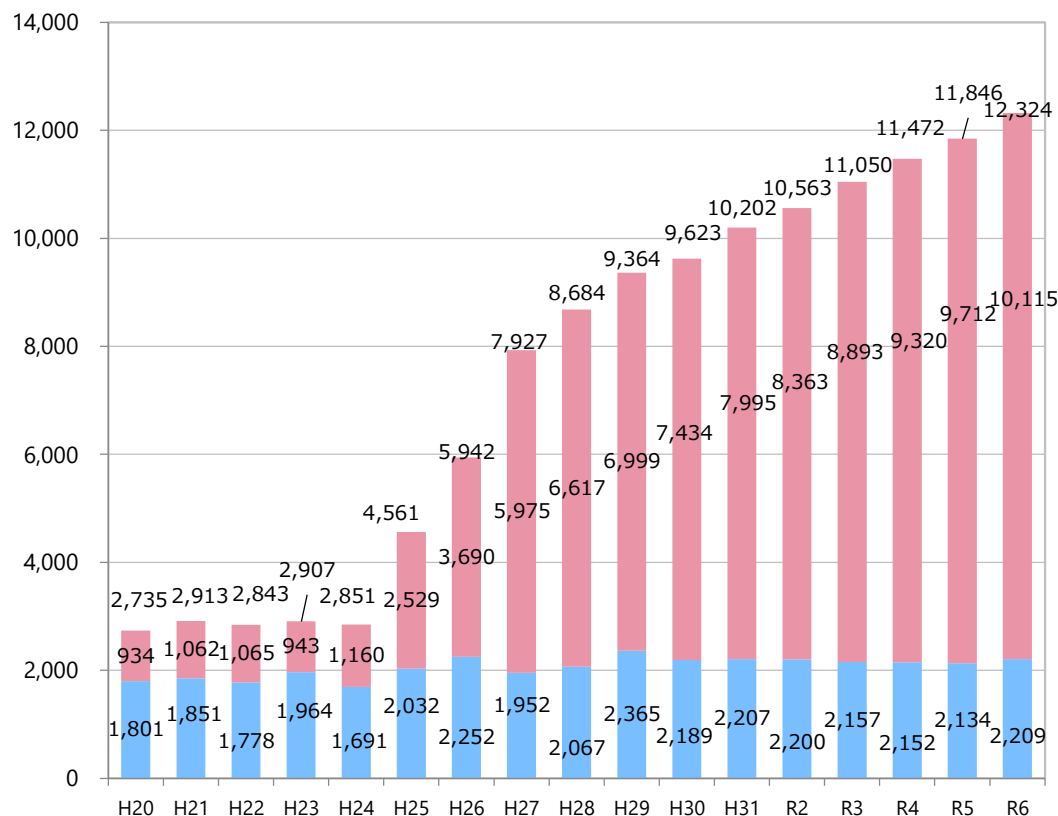
相談支援の現状



（出典）国保連データ

相談支援の現状

指定特定・指定障害児相談支援事業所数（経年比較）

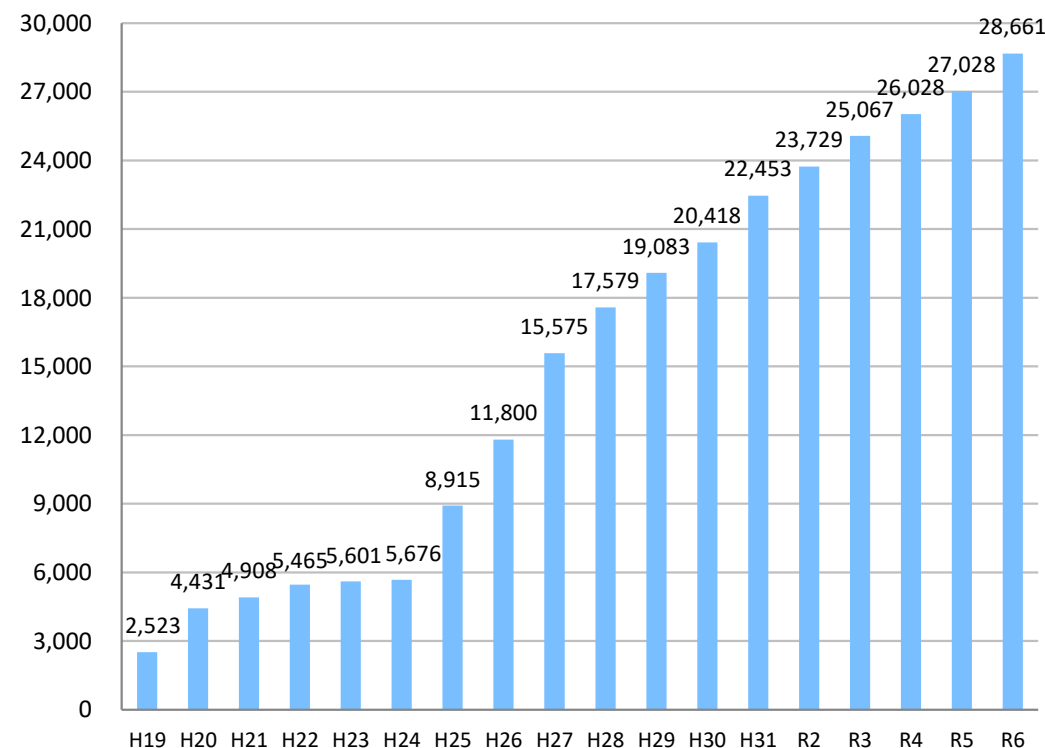


指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち

- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所

※ H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。
 ※ H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている
相談支援専門員の人数（経年比）



※ H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
 ※ H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
 ※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

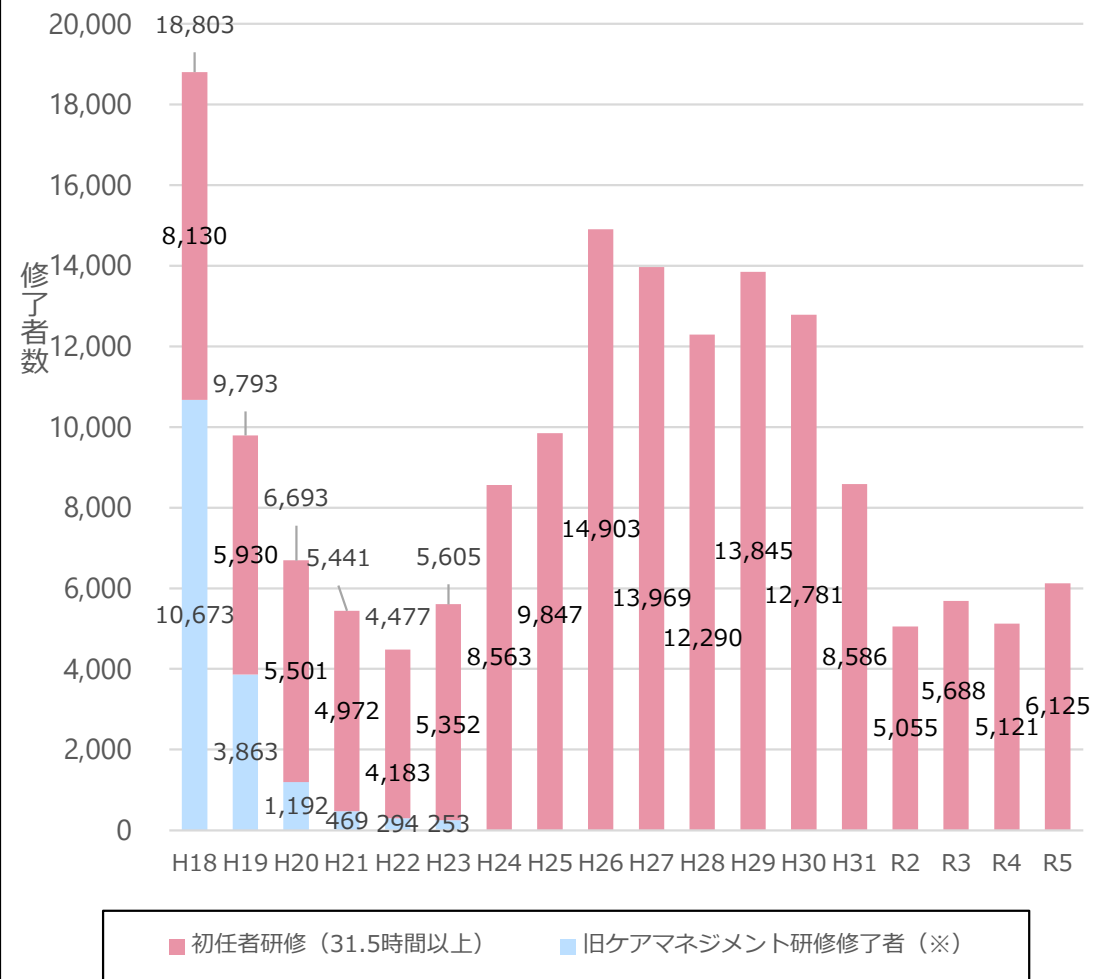
（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について

相談支援従事者研修修了者の推移について（参考データ）

関連資料17

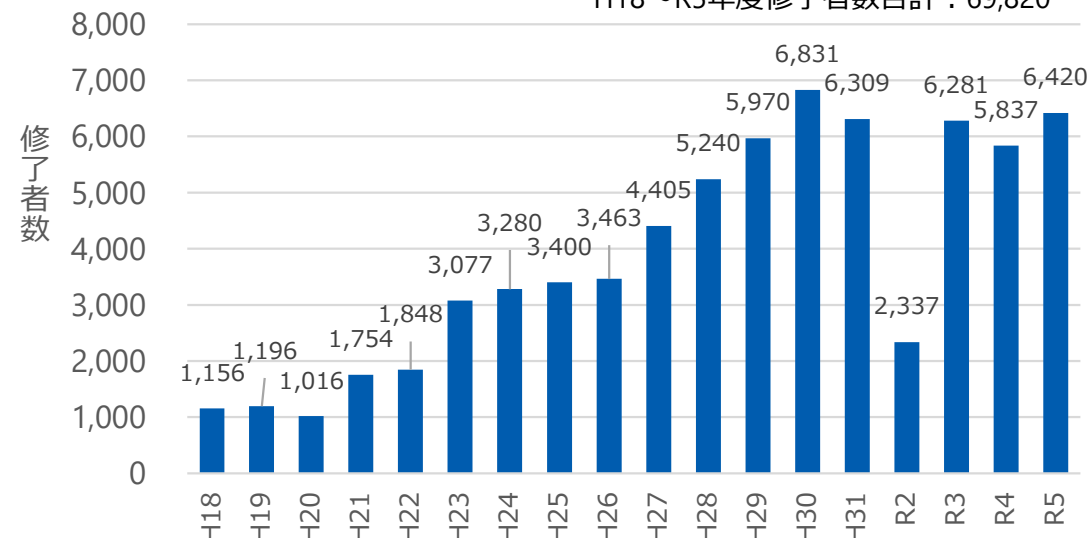
相談支援従事者初任者研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：167,585



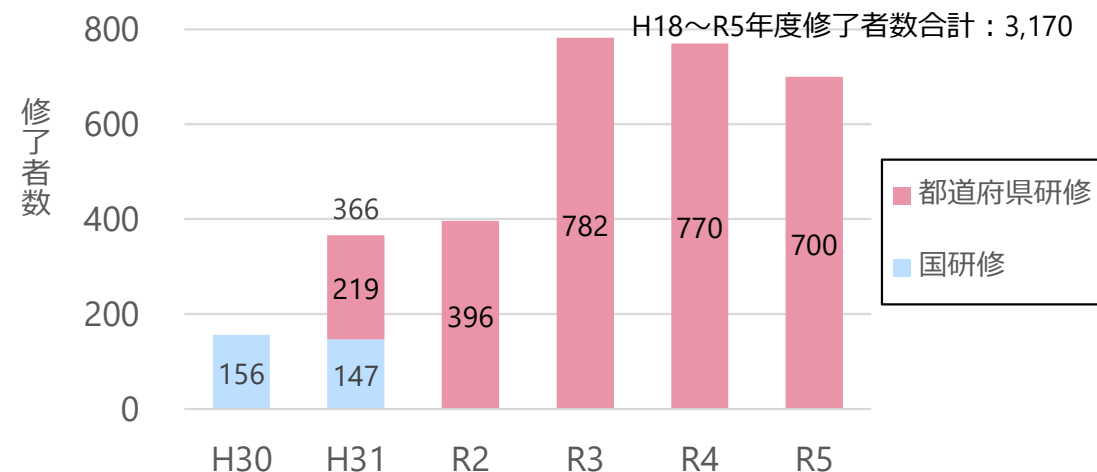
相談支援従事者現任研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：69,820



相談支援従事者主任研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：3,170



※旧ケアママネジメント研修修了者を対象とした研修（6.5時間以上）修了者（23年度まで実施）

※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
 ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

- 医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

- 利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

- 関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

施策名：障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

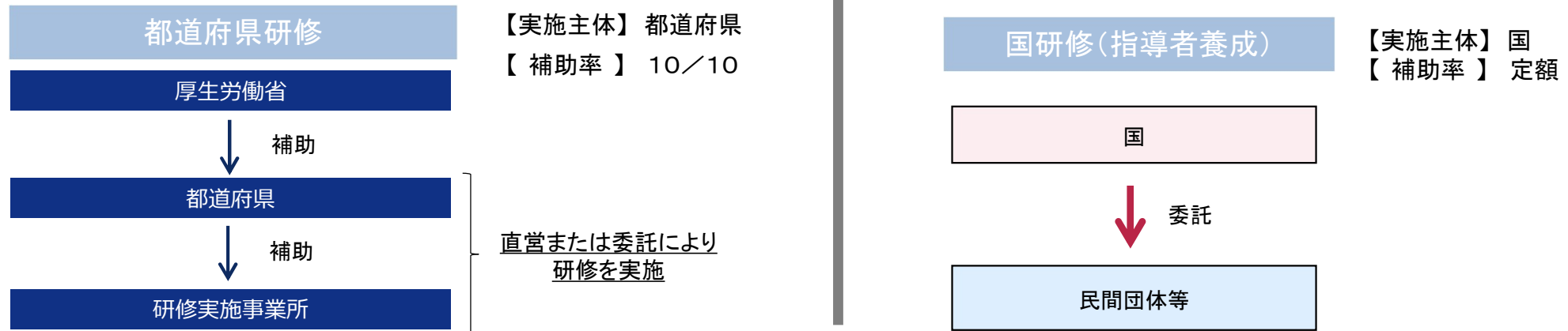
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

○令和元年度よりカリキュラムを見直し分野を統合。

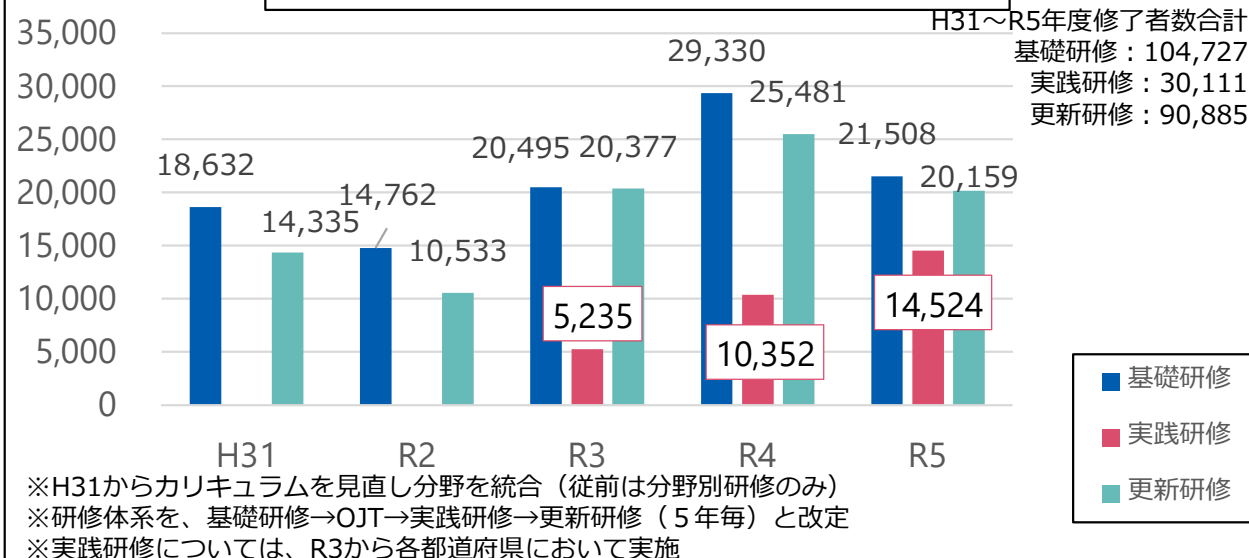
(令和5年度研修修了者)

- ・基礎研修：21,508人
- ・実践研修：14,524人
- ・更新研修：20,159人。

○平成18年度から平成30年度までの間の研修修了者の合計

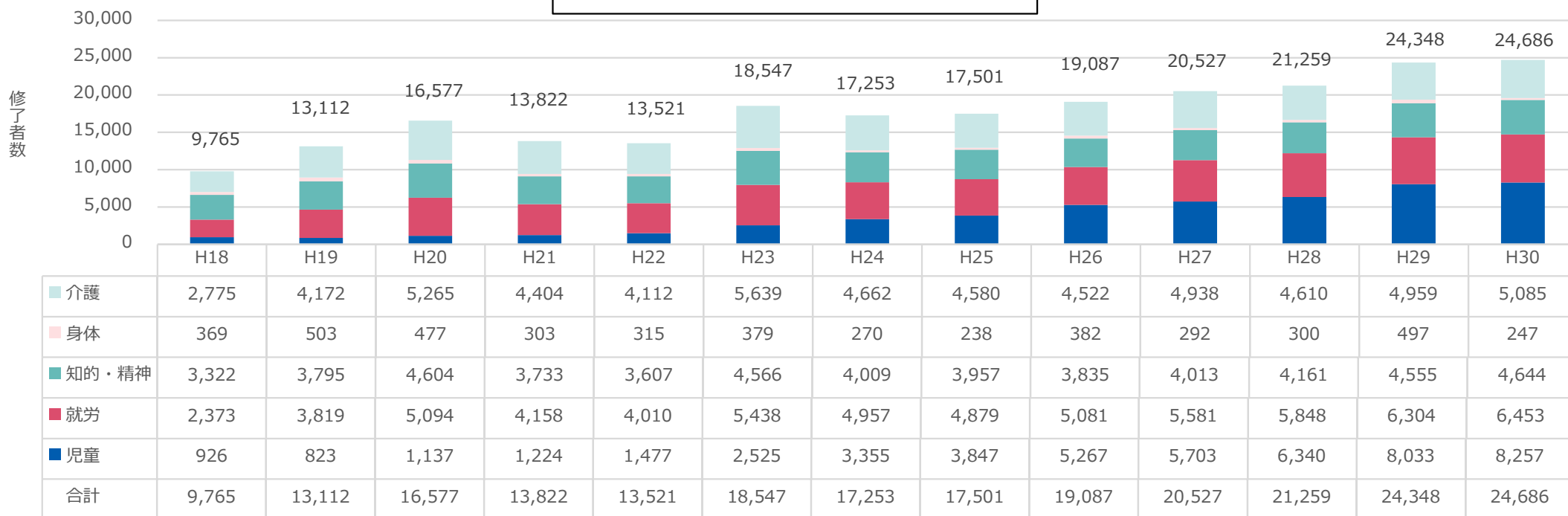
- ・サービス管理責任者研修：181,091人
- ・児童発達支援管理責任者研修：48,914人

サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）



サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）

H18～H30年度修了者数合計：230,005



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④（OJT）**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

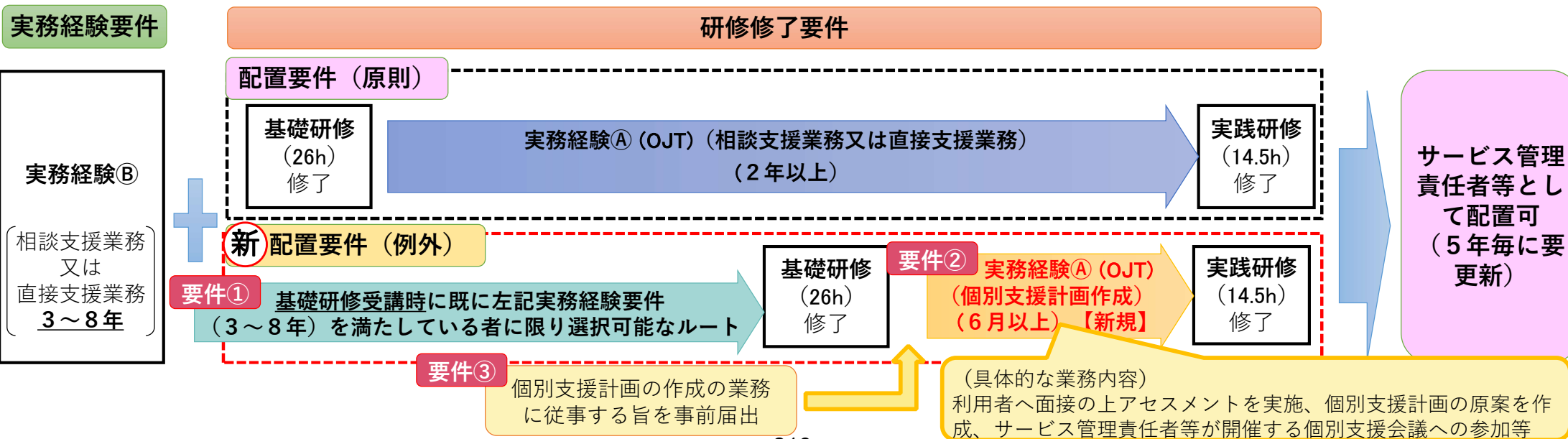
【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



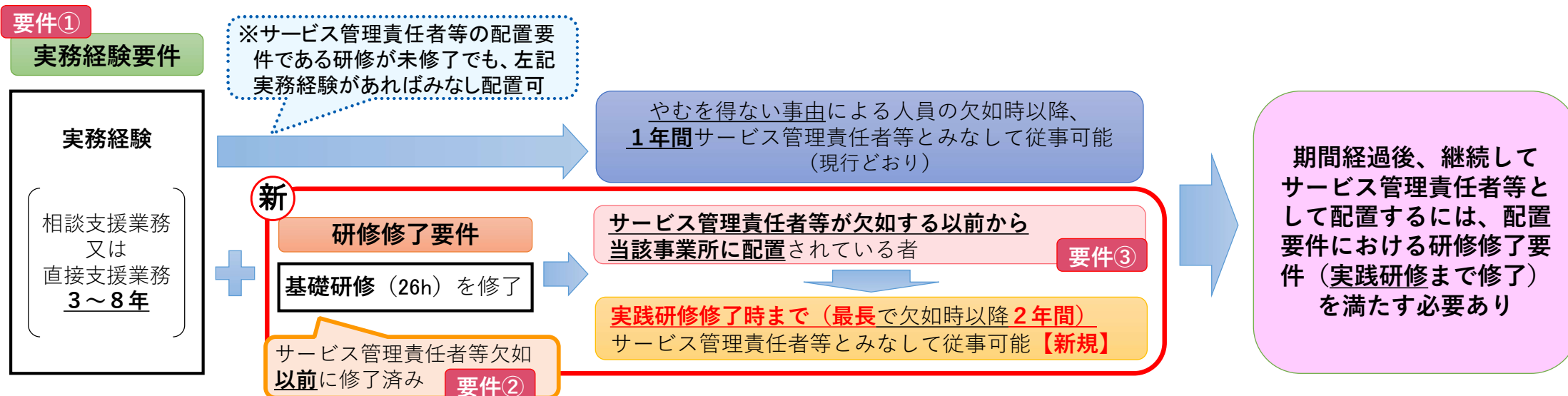
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

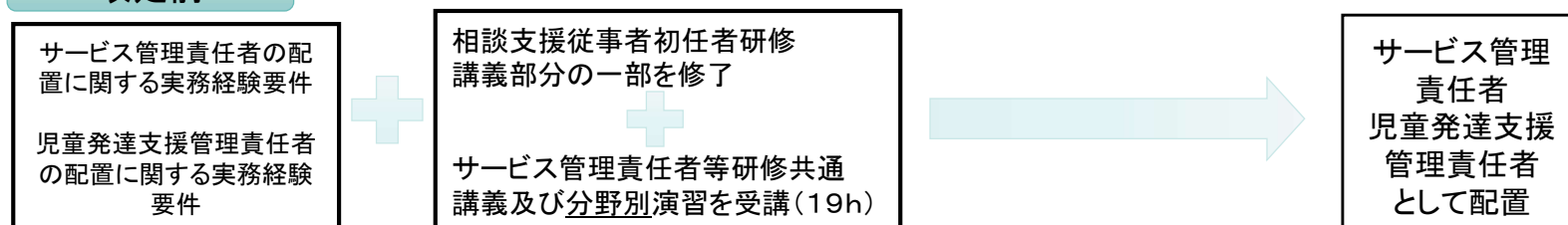
- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



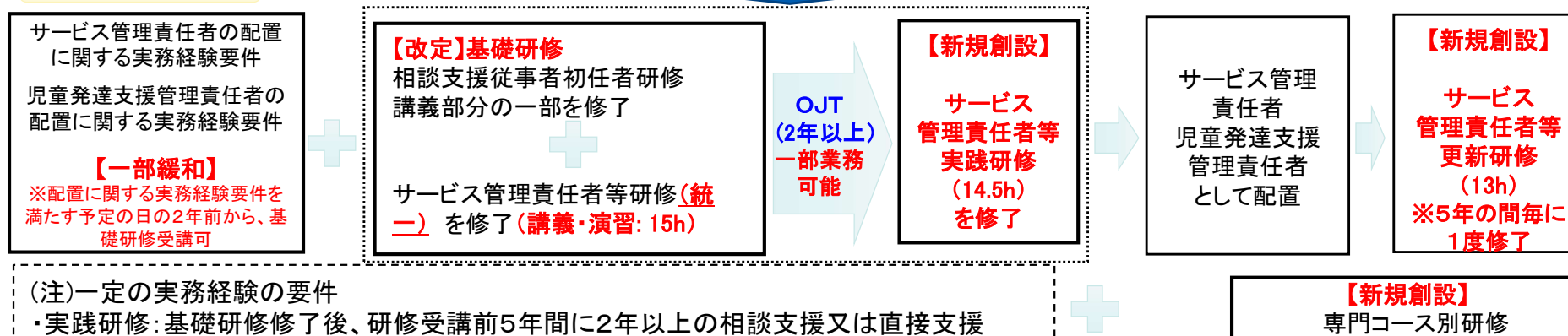
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

1 1 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の防止及び対応の徹底について

① 障害者虐待事例への対応状況等について【関連資料 1～6】

毎年度、厚生労働省において実施している「令和 5 年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和 6 年 12 月公表）」において、以下のような状況が認められた。

- ・ 養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「被虐待者数」がいずれも増加し、特に、障害福祉施設従事者等による被虐待者数が大幅に増加。
- ・ 通報者の割合については、近年の傾向と同様に、養護者による虐待は「警察」、障害福祉施設従事者等による虐待は「当該施設・事業所の職員」からの通報が最も多い。
- ・ 施設従事者虐待の虐待判断件数については、施設・事業種別では共同生活援助、施設入所支援、生活介護、放課後等デイサービスの順に多く、障害種別では知的障害者の割合が高い。
また、行動障害がある者の割合が高い。
- ・ 虐待の発生要因は、養護者による虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」が多い。

虐待判断件数及び被虐待者数の増加の主な要因は、以下のようなものが考えられる。

- ・ 事業所における虐待防止措置による通報の徹底のほか、
- ・ サービス提供事業所数、利用者数の増加
- ・ 株式会社「恵」が運営するグループホームにおける経済的虐待が複数事業所で認定されたこと（※）

（※）今回の調査結果には、令和 5 年度中に認定された株式会社「恵」が運営するグループホームにおける食材料費の過大徴収による経済的虐待の事案が計上されている。なお、令和 6 年度中に認定された事案は、来年度の調査に計上される見込み。

なお、令和 6 年度の国の調査研究において、虐待の重篤事案の検証に加え、グループホーム、障害者支援施設等で発生した虐待事案に関する深掘り調査を実施し、虐待が発生した状況、法人や施設の特性等の把握及び分析を進めているところであり、調査結果については、本年 4 月に厚生労働

省のホームページにおいて公表予定である。また、本調査結果を踏まえ、令和7年度の調査研究における深掘り調査の実施や、令和8年度以降の調査票の見直し等についても検討する予定であるため、協力をお願いしたい。詳細については、改めてご連絡する。

市町村におかれては、障害者虐待の相談・通報に対して、

- ・ 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- ・ 市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いしたい。

また、都道府県におかれては、市町村からの要請を受けた場合の共同での事実確認調査の実施や助言等、市町村の対応について支援いただくとともに、施設・事業所に対する監査等適切な権限行使により、障害者虐待の防止及び対応の徹底についてお願いしたい。

なお、報道等や知事会見等が行われるような事案が発生した場合には、速やかに厚生労働省（またはこども家庭庁）まで連絡いただくよう併せて願います。

さらに、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的として作成している、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は、必要に応じて改定を行っており、今後も改定した場合には情報提供を行うので、都道府県・市町村におかれては、本手引きを改めてご確認いただくとともに、管内施設・事業所への周知についてもお願いしたい。

② 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について【関連資料7】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化を図った。

都道府県及び市町村におかれては、当該見直しについての障害福祉サービス事業者等への周知や対応の徹底についてお願いしたい。

（虐待防止措置未実施減算の創設）

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（身体拘束廃止未実施減算の見直し等）

身体拘束適正化措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に係る身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについて減算額を５単位から所定単位数の１０％に引き上げるとともに、訪問・通所系サービスについて減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止しているところであるが、

- ・ 緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
 - ・ 組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと
 - ・ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応において、身体拘束等の廃止へ向けた方策の検討を行うこと
- を解釈通知において明記した。

このほか、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、

- ・ 共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和６年度までは努力義務）

- ・ 強度行動障害を有する児者への支援体制の強化

を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていくこととしている。

③ 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料 8】

令和 7 年度障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の予算案において、今年度と同様 6.2 億円を確保している。

都道府県や市町村におかれては、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応や適切な支援を行うため、本事業の積極的な活用をお願いする。

（２）障害者虐待防止・権利擁護に関する研修内容について【関連資料 9】

都道府県における「障害者虐待防止・権利擁護に関する研修」の実施状況にばらつきがあることから、令和 6 年度より、国において標準的な研修カリキュラムを示した。

また、都道府県が当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の国庫補助対象とする見直しを行ったところであり、都道府県におかれては、当該見直しを踏まえた研修内容としていただくようお願いする。

なお、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、虐待防止担当者及び管理者について、都道府県による同研修に参加することが望ましい旨を示したところであり、都道府県におかれては、同研修を未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

令和 7 年度における国研修の開催日程については、以下のとおり 3 日間の開催を予定しており詳細は決まり次第連絡していくが、各都道府県におかれては、ご担当者の積極的な参加をいただくとともに、適任者を推薦していただく等のご協力をお願いしたい。

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）

■日時：令和 7 年 8 ～ 9 月頃（3 日間）

■場所：東京都 23 区内を予定

（３）意思決定支援の推進について【関連資料 10・11】

障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、障害者本人に関わる支援者等がチームとして丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要である。

障害者の意思決定支援の推進については、これまで、

- ・ 平成 28 年度に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を策定し、意思決

定支援責任者の配置や意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画の作成、モニタリングなどの枠組みを示すとともに、

- ・ 令和２年度から、都道府県における相談支援専門員、サービス管理責任者等に対する専門コース別研修の実施
- ・ 第７期障害福祉計画（令和６年度～令和８年度）の基本指針において、新たに都道府県による意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施について盛り込むとともに、研修の実施回数や修了者数の見込みを活動指標として設定するなど、取組を進めている。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、さらに障害福祉サービス等における意思決定支援の取組を推進するため、意思決定支援ガイドラインの内容について、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映した。

また、解釈通知において、障害者に対する意思決定支援を担うサービス管理責任者及び相談支援専門員について、当該職員を対象とする専門コース別の意思決定支援研修を受講することが望ましい旨を明確化した。

各都道府県及び市町村におかれては、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等に対して、引き続き、見直し内容の周知や丁寧な意思決定支援の実施に向けた助言等により、意思決定支援の取組を推進していただきたい。

あわせて、意思決定支援研修を未実施の都道府県におかれては、意思決定支援の取組が指定基準上も明確化されたことを踏まえ、令和６年度補正予算による「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業」(※)を積極的に活用するなどし、意思決定支援に関する専門コース別研修を実施いただくようお願いしたい。

(※)「１０ 相談支援の充実等について （３）相談支援における人材確保・養成等について ①令和６年度補正予算について参照。」

（４）本人の希望を踏まえたサービス提供体制の確保について（同性介助）【関連資料 12】

障害福祉サービス事業所等の設置者は、障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等の人格を尊重する責務が規定されている。

また、障害者虐待防止の手引きにおいて、障害福祉サービス等の提供に当たって「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことについて、心理的虐待の一つとして例示するとともに、性的虐待の防止のため、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整える旨記載している。

令和５年３月に閣議決定された障害者基本計画(第５次)において、新たに「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の

意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める」旨盛り込むとともに、障害福祉計画の基本指針において、「本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること」が盛り込まれたところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨を明記した。

都道府県、市町村におかれては、障害福祉サービス事業者に対して、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨の周知や必要な助言指導についてお願いしたい。

(5) その他

従来より、障害福祉サービス等が適切に運営されるよう、機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。その際、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるよう、管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

なお、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待も含め、虐待を受けた障害者に対して、身体障害者福祉法等に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう管内の市町村への周知をお願いする。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

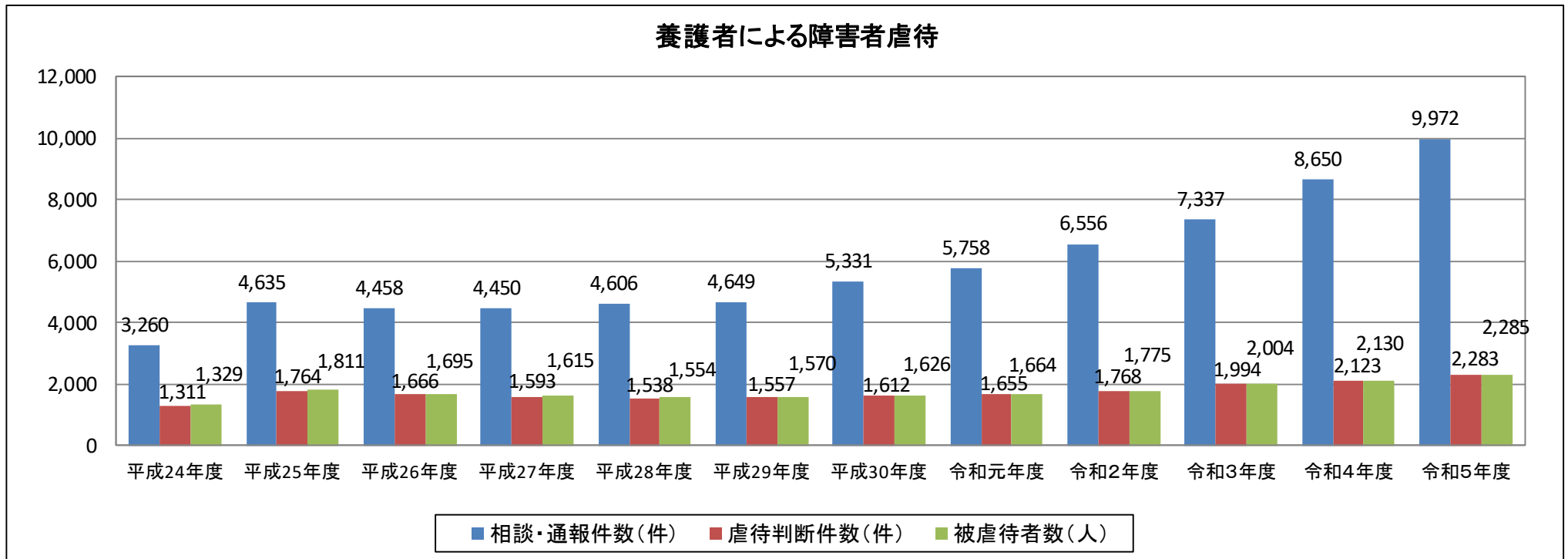
第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285



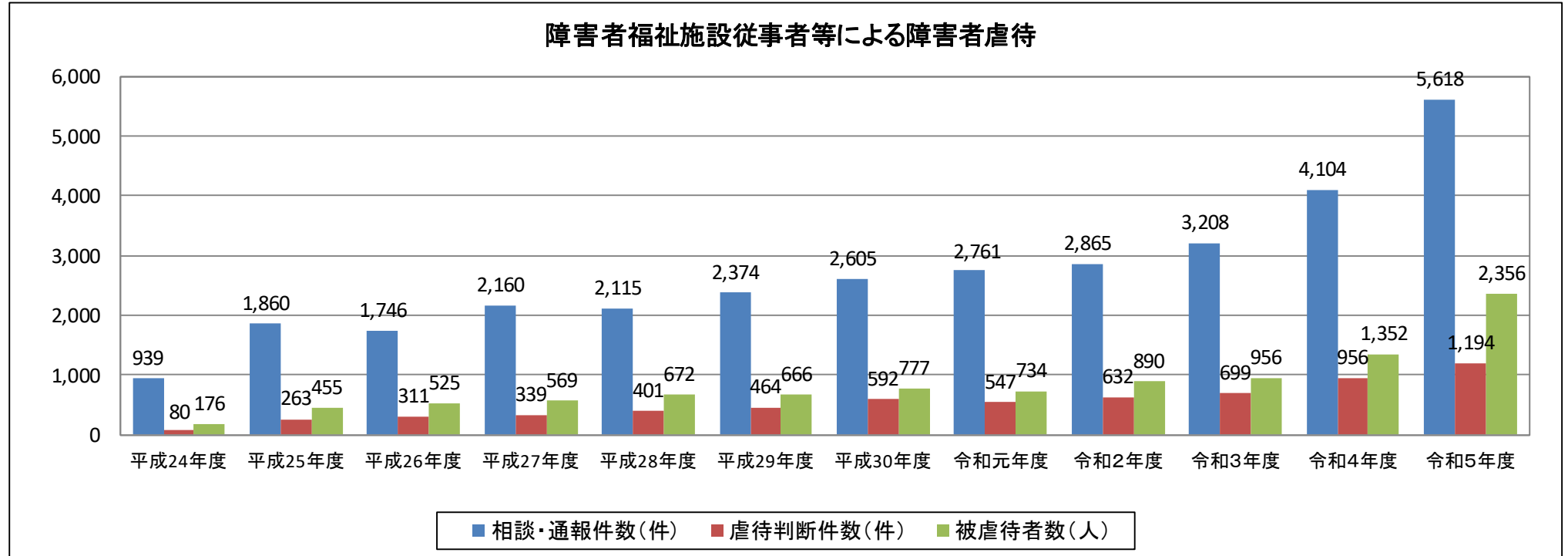
* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

関連資料 3

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数
2,217人

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 養護者への助言・指導 | 45.9% |
| ② 定期的な見守りの実施 | 41.6% |
| ③ サービス等利用計画見直し | 14.6% |
| ④ 新たに障害福祉サービス利用 | 14.2% |
| ⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用 | 5.4% |

うち、虐待者と分離した人数 773人

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 障害福祉サービスの利用 | 45.0% |
| ② 法に基づくやむを得ない措置 | 6.3% |
| ③ ①、②以外の一時保護 | 11.9% |
| ④ 医療機関への一時入院 | 12.8% |
| ⑤ その他 | 23.9% |
| ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 | 26.8% |

対応検討・調整中 68人

成年後見制度の審判請求 124人
うち、市町村長申立 65人

市区町村

* 令和4年度に通報・届出があった事案171件を含む

事実確認調査の状況 (10,143件)

事実確認調査を行った事例
8,351件

うち、法第11条に基づく立入調査 199件

事実確認調査を行っていない事例 1,792件

- 明らかに虐待ではなく調査不要 1,365件
* 都道府県判断の24件を含む
- 調査を予定、又は検討中 191件

虐待の事実が認められた事例
2,283件

被虐待者数 2,285人

虐待者数 2,451人

(死亡事例: 1人)

都道府県

89件

市区町村に連絡した事例 65件

65件

明らかに虐待でないと判断した事例 24件

9,883件

相談通報

9,972件

主な通報届出者内訳

- 警察 (52.6%)
- 本人による届出 (11.4%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員 (11.0%)
- 相談支援専門員 (10.5%)
- 当該市区町村行政職員 (4.1%)
- その他 (3.1%)

虐待者(2,451人)

- 性別
男性 (62.2%)、女性 (37.7%)
- 年齢
60歳以上 (39.8%)、50～59歳 (27.7%)
40～49歳 (15.6%)
- 続柄
母 (24.8%)、父 (23.7%)、夫 (16.1%)
兄弟 (11.2%)、その他 (9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者 (2,285人)

- 性別 男性 (36.1%)、女性 (63.9%) ※性別不明: 1名
- 年齢
50～59歳 (24.2%)、20～29歳 (22.5%)
40～49歳 (19.3%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%
- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成
両親 (13.5%)、その他 (13.2%)、配偶者 (12.6%)、
両親・兄弟姉妹 (11.9%)、単身 (9.1%)、母 (9.3%)

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

関連資料 4

相談通報

5,618件

主な通報届出者内訳

- 当該施設・事業所職員 (20.9%)
- 設置者・管理者 (14.4%)
- 本人による届出 (14.3%)
- 家族・親族 (10.4%)
- 相談支援専門員 (8.4%)

5,259件

市区町村

530(市区町村に連絡した件数)

* 令和4年度に通報・届出があった事案221件を含む

事実確認調査の状況 (6,010件)

事実確認調査を行った事例 4,880件

うち、虐待の事実が認められた事例 1,449件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 4件

事実確認調査中の事例 414件

事実確認調査を行っていない事例 716件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 518件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 83件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 8件

359件

都道府県

- * 令和4年度に通報・届出があった事案2件
- * 監査・実地指導等により判明した事案43件を含む

1,171件※4

事実確認調査を行った事例 (56件)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 4件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 19件

- ・明らかに虐待ではなく調査不要 27件
- ・調査中、調査を予定又は検討中 4件

虐待の事実が認められた事例

1,194件

被虐待者 2,356人※1

虐待者 1,345人※2

(死亡事例: 1人)

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- ・施設等に対する指導 809件
- ・改善計画提出依頼 755件
- ・従事者への注意・指導 352件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 358件
- ・改善勧告 79件
- ・改善命令 7件
- ・指定の全部・一部停止 32件
- ・指定取消※3 13件
- ・都道府県・政令市・中核市等による指導 402件

虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50～59歳 (17.4%)、30～39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、世話人 (10.1%)、サービス管理責任者 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者 (2,356人) ※1

- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (17.9%)、30～39歳 (16.8%)、40～49歳 (16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

① 養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が平均値は87%、後者が32%であった。

※ 図1・図2ともに令和元年度から令和5年度までの5か年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

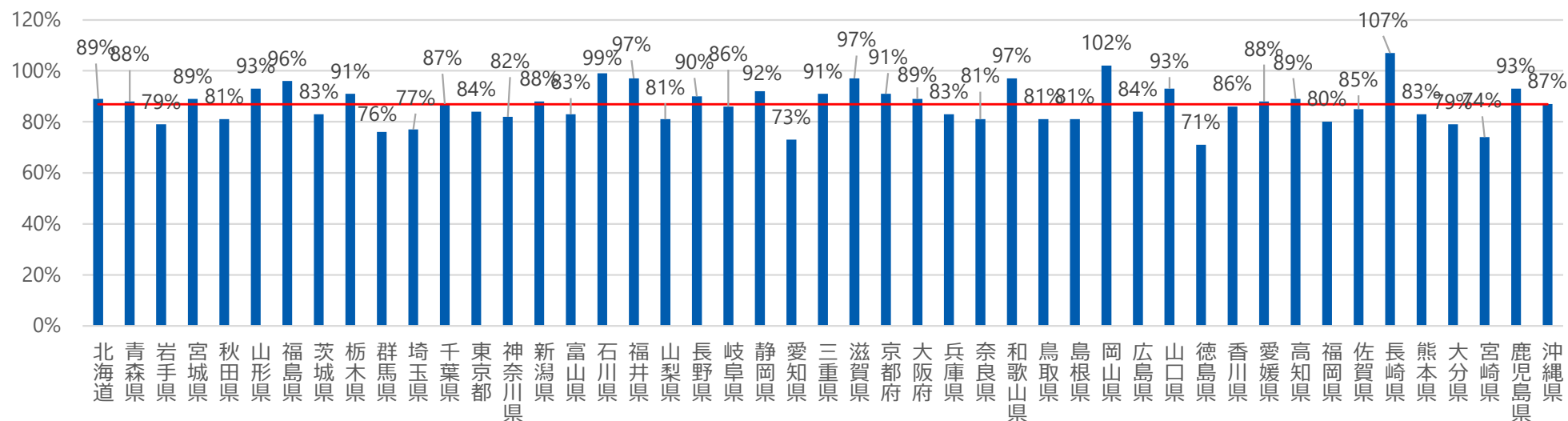
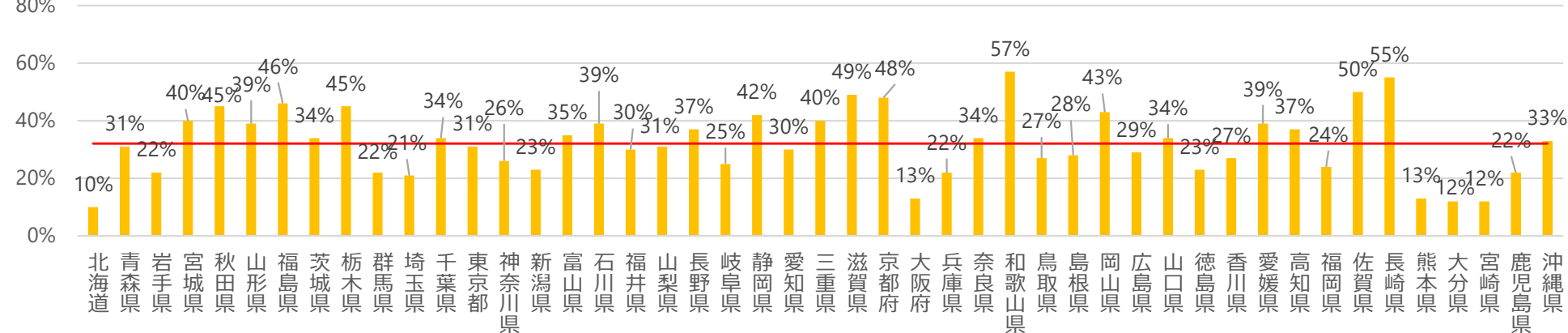


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図3参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図4参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が85%、後者が23%であった。

※ 図3・図4ともに令和元年度から令和5年度までの5か年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

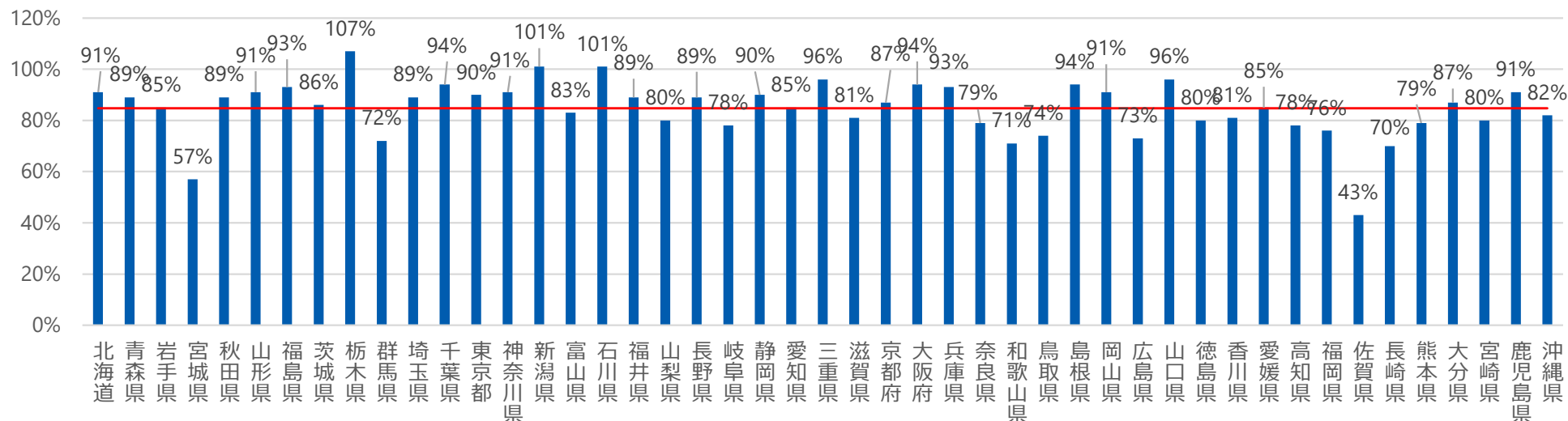
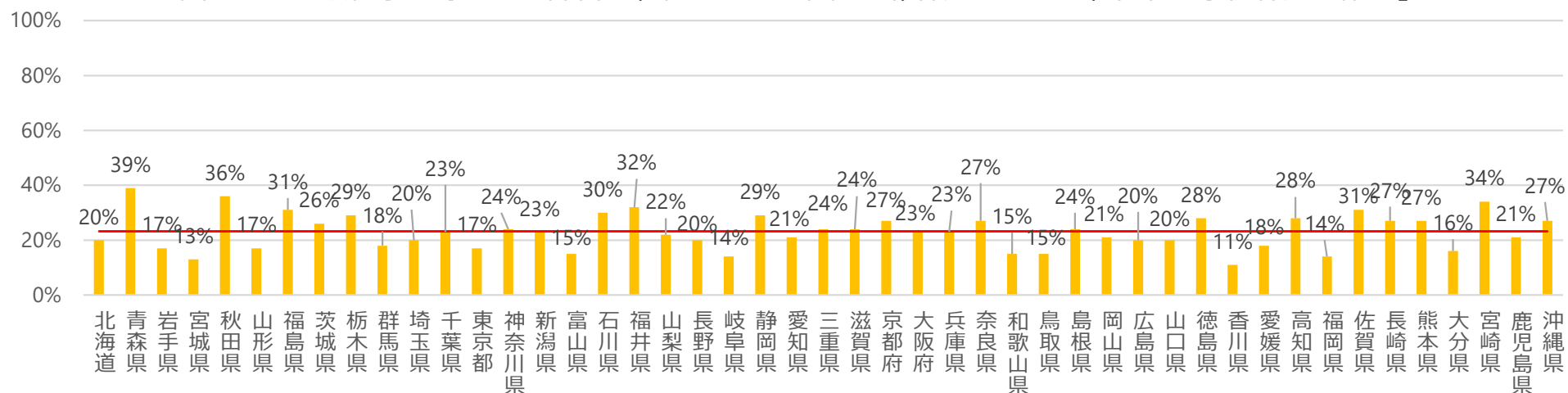


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和 7 年度予算案：6.2億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 都道府県実施事業：負担割合 国 1 / 2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和 7 年度予算案：11,794千円

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

障害者虐待防止・権利擁護研修 標準カリキュラム

○ 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る 観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- III 虐待が疑われる事案への対応(30分)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- V 虐待防止委員会の実際の運営について(15分+15分)

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)

地域生活支援事業等の実施について(障発第0801002号)

別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱

別記2-4 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱(抄)

3 事業内容

- (3) 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

4 留意事項

- (1) 都道府県が3(3)の事業を行う場合、研修の質の向上を図るため、別途、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする。

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

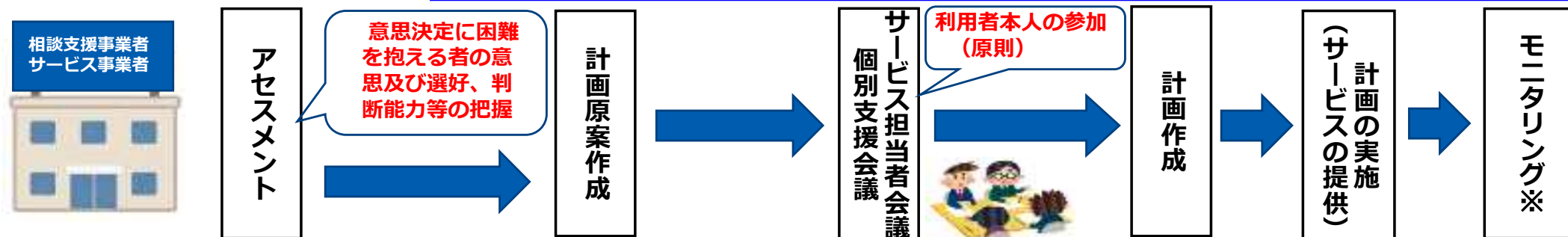
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

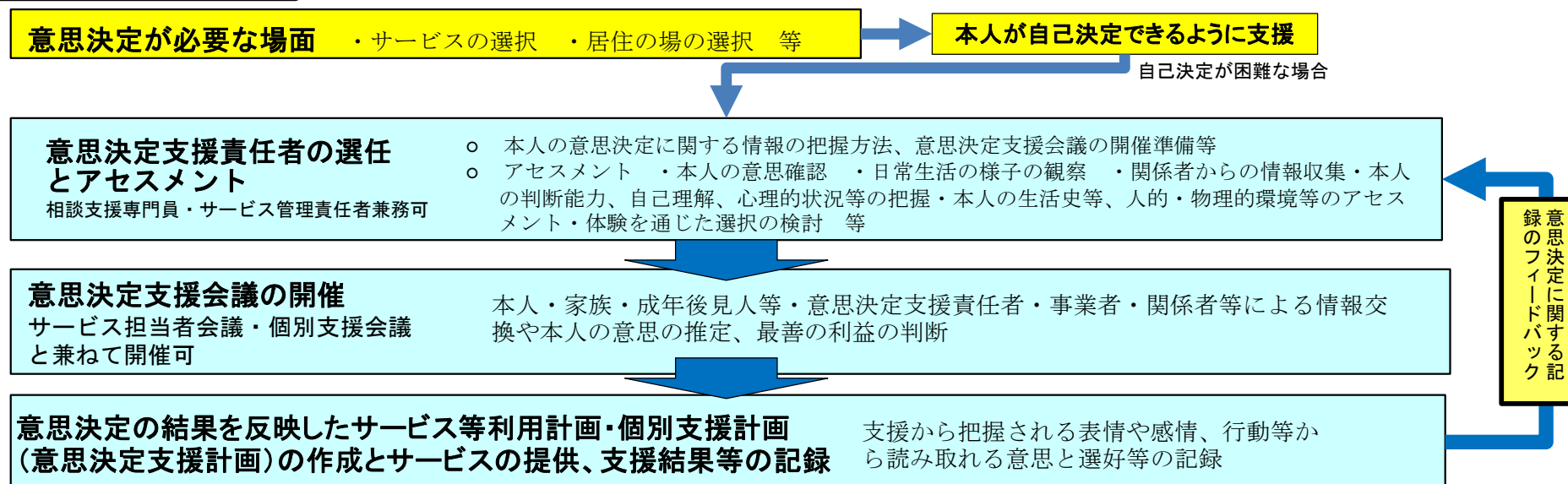
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



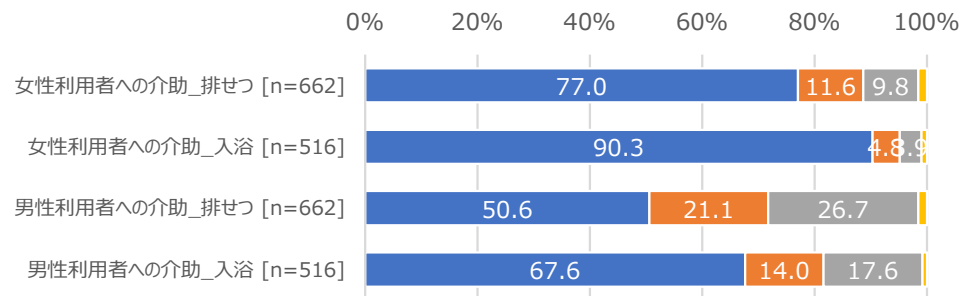
本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

同性介助の状況について

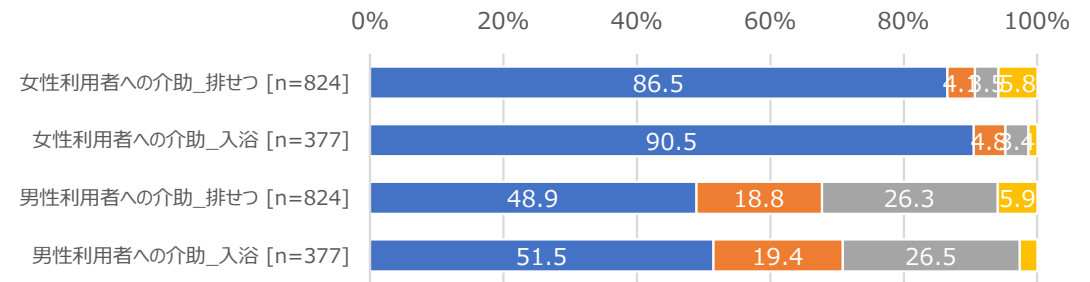
出典：令和4年度報酬改定検証調査

障害者支援施設



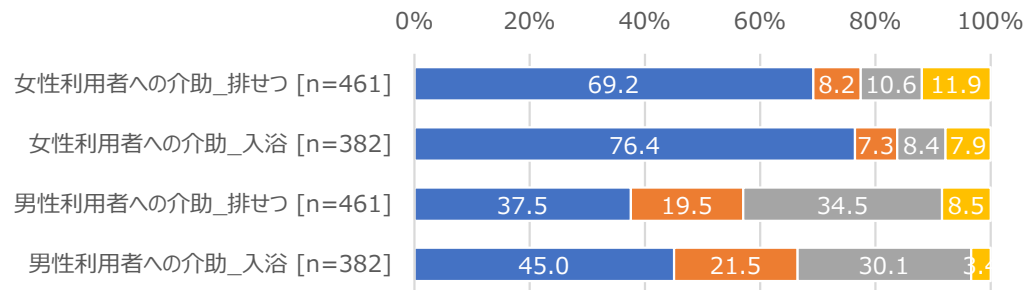
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

生活介護



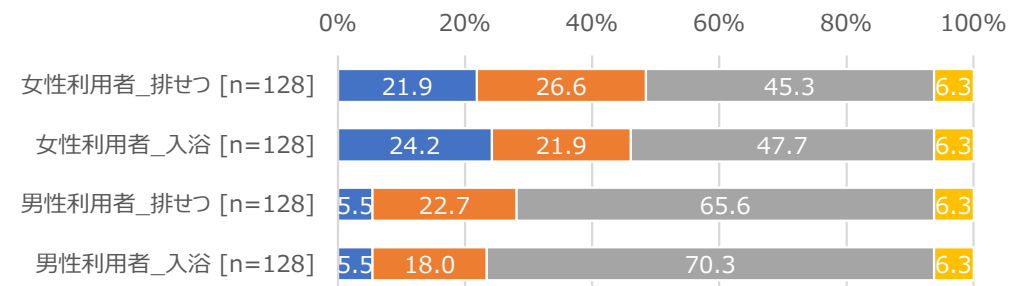
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

短期入所



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

療養介護



- 同性介助に限定している
- 希望者には原則同性介助を実施
- 同性介助に限定していない
- 無回答

1 2 成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について

(1) 成年後見制度の見直しの検討状況について【関連資料 1・2】

令和 4 年 3 月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下「第二期計画」と言う。)において、成年後見制度の見直しに向けた検討等について盛り込まれたことを踏まえ、令和 6 年 4 月、法務省の設置する法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、関係省庁等による調査審議が開始され、さらに、同年 6 月、厚生労働省においても、成年後見制度の見直しにともなう総合的な権利擁護支援策の充実等について、地域共生社会の在り方検討会議において検討を開始した。

また、成年後見制度の見直しにあわせて、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業について早期に検討を行う必要があり、要綱の記載内容や運用の実態等に関する課題について、より詳細な状況を把握すべく調査研究を実施しているところである。

今後も調査研究等を実施していく予定であり、各市町村におかれては、より実態を踏まえた見直しを行うための大変重要な調査であるため、調査やヒアリング等への協力をお願いしたい。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について【関連資料 1・2】

第二期計画に基づき、令和 8 年度までを期間として、国・地方公共団体・関係団体等において、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するための各種取組が実施されているところ、中間年度である令和 6 年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の検証を行うこととされている。

今後、成年後見制度利用促進専門家会議において、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」がとりまとめ次第、情報提供予定であるので留意されたい。

(3) 市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について【関連資料 2】

① 成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村は、成年後見制度利用支援事業の対象として、

- ・ 広く低所得者を含めることや、
- ・ 市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬や、後見監督人等が選任される場合の報酬も含める

など、同事業の実施内容を早期に検討することが期待されるとともに、第二期計画の K P I において令和 6 年度末までに適切な実施のための必要な見直しを検討することとされている。

また、令和 5 年 5 月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）（※）を発出し、第二期計画の K P I も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項として、

- ・ 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・ 市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について示したところであるが、令和 6 年 4 月 1 日時点で、要綱等の必要な見直しを行っていない市町村が一定程度確認されている。

成年後見制度利用支援事業について、必要な見直しを行った市町村におかれては、引き続き適切な実施に努めていただく一方、要綱等の必要な見直しを行っていない市町村におかれては、当該事務連絡の留意事項を踏まえ、同事業の適切な実施のための必要な見直しを検討するようお願いする。

また、都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析、適切な実施に向けた広域的な見地からの支援についてお願いする。

（※）「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和 5 年 5 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、同精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

② 市町村長申立ての適切な実施について

市町村長申立ての適切な実施について、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的な考え方及び手続の例示について」（令和 3 年 11 月 26 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、対象者の住所と居所が異なる市町村の場合の申立基準の原則や、虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示している。

また、令和 5 年 5 月の事務連絡において、市町村長申立てを適切に実施するため、市町村長申立てに関する要綱を未整備の市町村における要綱の整備や、上記通知で示した申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しについてお願いしている。

市町村におかれては、当該通知や事務連絡を踏まえ、市町村長申立てに

関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しを行うとともに、市町村長申立ての適切な実施について願う。

（４）法人後見の推進について【関連資料３】

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、第二期計画のＫＰＩにおいて、都道府県による法人後見の養成研修の実施について、令和６年度末までに全４７都道府県で対応するとしているが、令和６年４月１日時点で、既に実施済みは１８都道府県、令和６年度中に実施予定は２１都道府県となっており、ＫＰＩの達成はできない見込み。

各都道府県におかれては、令和７年度以降も引き続き、法人後見の養成に取り組んでいただくとともに、地域生活支援事業費等補助金の「成年後見制度法人後見養成研修事業」の積極的な活用についても願う。

また、市町村におかれては、地域生活支援事業費等補助金において法人後見実施のための研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動を推進するため「成年後見制度法人後見支援事業」を実施しているので、積極的な活用を願う。

（５）社会・援護局関係の取組について【関連資料４】

第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押し、その機能を強化するとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和７年度においては、「権利擁護支援のネットワークづくりの推進」として、

- ・ 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・ 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

などの実施に必要な予算を計上している。

特に、都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の機能強化として、市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修等に取り組む都道府県や、中核機関（※）の立ち上げに取り組む市町村に対して補助を行っており、各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用いただき、成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進を願う。

(※) 協議会（関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体）
の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期計画の工程表とKPI①

関連資料 2

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討						
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施						
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善						
	全国で適切に実施する方策の検討			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和 7 年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 5 0 2 億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業

・ 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・ 実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

・ 事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・ 実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

・ 事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・ 実施主体 都道府県、市町村

令和7年度当初予算案 10.2億円（11.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村	(53.7%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県	(40.4%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- （1）のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。



1 3 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について

(1) 厚生労働省・こども家庭庁連名通知等の周知について【関連資料 1～4】

結婚、出産、子育てを含め、障害者が希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進については、令和 5 年度障害者総合福祉推進事業（※）を基に、令和 6 年 6 月 5 日に「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」（厚生労働省・こども家庭庁連名通知）を各都道府県・市区町村あてに発出し、障害福祉部局と母子保健・児童福祉部局による連携した支援体制の構築を求めるとともに、結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知を行ったところである。

（※）令和 5 年度障害者総合福祉推進事業「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」

また、さらなる周知を図るため、本通知の内容について自治体や事業者、支援者が理解し、障害当事者の方への適切な支援を行うことを目的とした解説動画の作成や、取組事例集について当事者の方にも理解しやすいイラストや伝わりやすい文章に編集した内容のリーフレットの作成を行っているところであり、令和 6 年度中の完成を予定している。

各都道府県及び市区町村におかれては、管内の関係機関等に対し、本通知を周知するとともに、障害保健福祉部局や母子保健部局及び児童福祉部局における各種施策の連携による支援の推進に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 令和 6 年度障害者総合福祉推進事業について

障害福祉サービス事業所や相談支援機関、市町村からは、障害者の性や恋愛・結婚等に関する対応の必要性はあるものの、情報提供や教育の機会、人的リソースの不足等が課題として上がっている。

そこで、令和 6 年障害者総合福祉推進事業「知的障害者の性や恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」において、支援の実態を把握するとともに、知的障害者本人及び支援者や家族などが活用できるリーフレット及び支援の手引き等の作成を行っているところである。

本事業の成果物は、実施事業者において令和 7 年度早々に公表される予定であるが、厚生労働省としても、関係省庁を通じて各都道府県及び市町村に周知を図る予定であることから、各自治体におかれても、これらのツールも活用いただきながら、障害のある方の支援や理解が進むよう、一層の取り組みをお願いする。

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。

（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○総理発言（令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）（抄）

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、**障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。**

（略）



本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」

（PwCコンサルティング合同会社）

報告書・意思決定支援 取組事例集・

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>



自治体における連携体制の構築事例 (取組事例集 事例7を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署	障害者の子育て支援における役割や支援場面
基幹相談支援センター	・ 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応 ・ 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施 ・ 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施 ・ 障害のある両親とこどものいる家庭への支援に当たり、こども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施
市町村 障害福祉部署	・ 基幹相談支援センターのフォロー ・ 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討
こども家庭センター	・ すべてのこどもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能
児童家庭支援センター	・ 地域で生活するこども及び家庭への相談支援を実施 ・ 妊娠期からこどもが18歳程度（支援の狭間が起きないよう）まで切れ目なく支援 ・ 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング (月1回程度実施)

- ・ 庁内参加者
…母子保健・児童福祉部署、
障害福祉部署、教育部署 等
- ・ 外部機関参加者
…基幹相談支援センター、
児童家庭支援センター、
地域交流センター 等
- ・ 概要
…障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、こどもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知 障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

関連資料 4

- 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集 (関係自治体・事業者・支援者等に周知)



令和5年度障害者総合福祉推進事業 関係資料4
「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」
(PwCコンサルティング合同会社)

事例集はこちら↓



※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説
動画を作成中

当事者の方にも わかりやすいリーフレット (イメージ)



※現在作成中であり、変更の可能性があります。

1 4 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

(1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向け、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、障害福祉計画に掲げる目標の達成に向け、後述の地域生活支援拠点等の整備の推進及び拠点コーディネーターの配置等も含め、障害者の地域移行や地域生活の支援の更なる推進をお願いする。

令和5年5月に策定した第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することや、「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することを目標として掲げている。

各自治体においては、当該目標の達成に向け、障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備をお願いする。

なお、国の基本指針における「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することについては、一様に施設入所者を削減するのではなく、障害者支援施設が担っている強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者などのための専門的支援の役割を踏まえ、丁寧な検討をお願いする。

今年度、障害者支援施設からの地域移行や本人の意向に沿ったサービス提供を行うことに、より実効性を持たせるため、障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するための「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（仮称）」を作成している。

その成果物については追ってお示しする予定であり、各都道府県等におかれては、各障害者支援施設に当該マニュアルの周知を行い、各施設に対して、このマニュアルを参考に、令和8年度から義務化となる地域移行等意向確認等に関する指針を定めるように徹底していただきたい。

(2) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、障害者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関しては、今年度から市町村の努力義務とされた。

現状、地域生活支援拠点等について、令和6年4月時点で整備済みが1,270市町村（全市町村の約7割）に留まっており、未整備の市町村においては、複数の市町村による共同整備なども含め、地域の実情に応じた柔軟な形態により、可能な限り速やかな整備に向けた検討をお願いする。

また、障害者総合支援法の改正により、都道府県について、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行うよう

努めるものとされたことから、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」も活用いただき、未整備の市町村に対する助言や、広域での整備に向けた調整など、市町村の整備の推進のための後方的な支援をお願いします。

さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、拠点コーディネーターの配置を促進するため、緊急時の支援や地域移行に関する情報連携等のコーディネート機能を評価する「地域生活支援拠点等機能強化加算」が新設されたところである。令和 6 年 4 月 1 日現在、812 カ所の地域生活支援拠点等でコーディネーターが配置されているのは 296 カ所となっており、半数を超える地域生活支援拠点等で未配置であることから、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村におかれては、本内容の積極的な周知をお願いするとともに、関係機関と連携の上、地域生活支援拠点等の機能の充実を主導的に進めていただきたい。【関連資料 1】

これら、地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターの整備促進や機能の強化等のため、今年度、都道府県職員等との意見交換を含めた全国ブロック会議や市町村職員等向けのオンライン会議を開催したところである。会議の資料等は、厚生労働省のウェブサイトにおいて公表しているため、取組の推進に活用いただくとともに、令和 7 年度においても、引き続き同趣旨の会議を開催予定であるため、積極的な参加をお願いします。

（３）グループホームにおける支援の質の確保等について

① 株式会社恵への対応について

昨年 6 月に指定取消処分及び連座制の適用を受けた株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所等については、株式会社バイオネスト及びその関連会社の株式会社 INNOVEL HEALTHCARE（イノベル ヘルスケア）等が承継先となった。

指定権限を有する都道府県等においては、利用者への適切かつ継続的な障害福祉サービス確保の観点から、円滑な事業承継に向け、引き続きの御協力をお願いします。

また、支給決定市町村においては、利用者に対し、承継後も円滑かつ適切なサービス確保がなされているか、基幹相談支援センター等とも連携して、丁寧な確認を行うとともに、モニタリング頻度について、相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な設定をお願いします。

【関連資料 2】

② 共同生活援助における支援の質の確保等

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助及び施設入所支援において、支援の質を確保する観点から、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として、地域連携推進会議に係る取組を今年度より導入しているが、今年度は努力

義務であるところ、令和 7 年度より事業者の義務となる。

各自治体においては、障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究（令和 5 年度障害者総合福祉推進事業）により作成された「地域連携推進会議の手引き」を参照いただき、円滑な制度施行に向けた御協力をお願いする。

（参考）

地域連携推進会議の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

また、今年度、共同生活援助における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価についての調査研究を実施し、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）の作成等について検討を進めているところであり、その成果物についてはおってお示しする予定である。

グループホームを運営する事業者は、指定基準上、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされていることから、各自治体においては、当該ガイドライン（案）も踏まえつつ、共同生活援助における支援の質の確保等のため、事業者に対する指導等に特段の配慮をお願いする。

（４）高次脳機能障害支援養成研修の実施等について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」を新設し、その算定要件として、高次脳機能障害支援者養成に関する研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修を修了した従業者の配置等としている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、各都道府県におかれては、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」のとおり、高次脳機能障害者の支援拠点機関等と連携しつつ、本研修の円滑な実施について、特段の配慮をお願いする。

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数 （割合）		未整備の市町村数 （割合）	
1270市町村 （72.9%）		471市町村 （27.1%）	
単独整備の市町村数 （割合）	共同整備の市町村数 （割合）	単独・共同両方整備の市町村数 （割合）	
626市町村 （49.2%）	643市町村 （50.6%）	1市町村 （0.1%）	

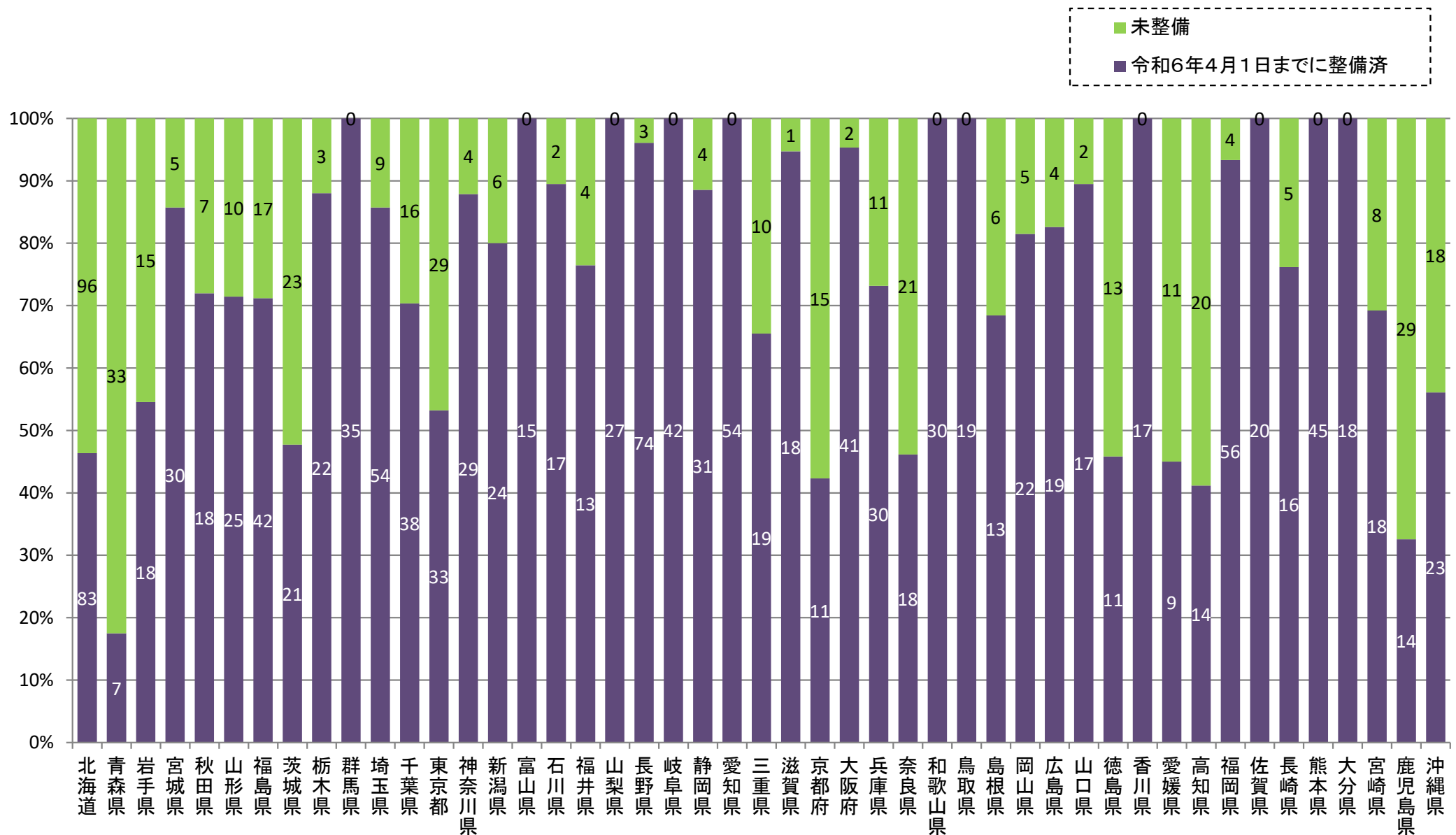
② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数（のべ数）		コーディネーターを配置している 拠点数	
812箇所		296箇所	
単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）	単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）
657箇所（80.9%）	155箇所（19.0%）	224箇所（75.6%）	72箇所（24.3%）

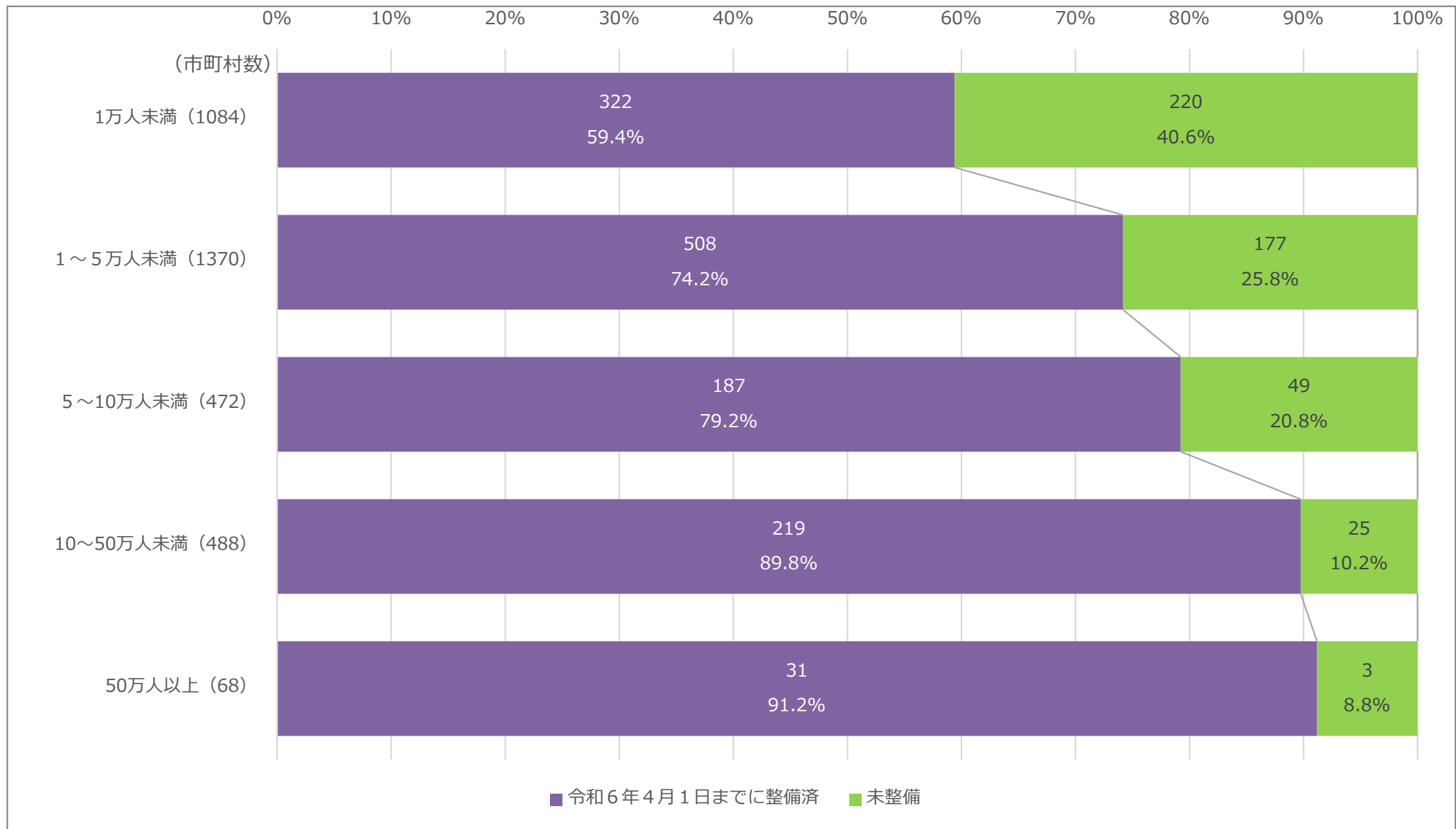
③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
851人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 （地活事業）」における拠点コーディネーターの 人数（割合）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地 域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（割合）
47人（5.5%）	91人（10.7%）	713人（83.8%）

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村数及び割合）



Press Release

報道関係者 各位

令和7年1月23日（木）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野
室長補佐 今井（内線3045）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3595）2500

株式会社恵と株式会社バイオネストとの事業承継契約の締結等について

このたび、障害者グループホーム等を運営する株式会社恵及び株式会社バイオネストより、事業承継契約の締結等について報告がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継契約の締結について

株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の事業承継について、株式会社バイオネスト（グループ会社を含む）と令和7年1月20日に正式に契約を締結し、株式会社バイオネストのグループ会社である株式会社 INNOVEL HEALTHCARE（イノベルヘルスケア）等が承継先として、令和7年3月1日付けの指定取得を目指して自治体に対し申請等の手続きを進める旨、両社より報告がありました。

※ 株式会社恵が現在運営するグループホーム98事業所のうち93事業所が対象。なお、その他の5事業所については、廃止済み又は廃止予定であるが、同社より利用者に説明の上、自治体や相談支援専門員と協力し、転居等により住まいを確保済み又は確保される予定である。

また、グループホーム以外の株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業等も承継予定。

※ 基本合意のとおり、利用者の利用条件は実質的に同等以上を維持し、従業員も実質的に同等以上の雇用条件にて雇用が維持される。

2. 株式会社バイオネストのアドバイザーについて

厚生労働省としては、今回の一括承継について、利用者の適切かつ継続的な障害福祉サービスの確保のため、継続的な対応が求められることから、引き続き福祉の専門家の意見を求めるべき旨、株式会社バイオネストに対し要請を行ったところです。

このため、厚生労働省より株式会社バイオネストに対し、株式会社恵より引き続き、以下の3名をアドバイザーとして推薦していたところ、株式会社バイオネストとして、当該3名を今後アドバイザーとして迎え、一括承継後を含め対応を行っていく旨報告がありました。

- ・小澤 温（筑波大学人間系教授（障害福祉サービス等報酬改定検討チームアドバイザー））
- ・富岡 貴生（日本相談支援専門員協会代表理事）
- ・吉田 展章（日本相談支援専門員協会事務局長）

※なお、アドバイザーからの希望により取材はお控えいただきますようお願いいたします。

以上

15 住宅セーフティネット法等改正法について【関連資料1】

単身世帯の増加、持ち家比率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが今後さらに高まることが想定されている。他方、単身高齢者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居については、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等への賃貸人の不安が背景にある。このように住宅の確保に困難を抱える者がいる一方で、民間賃貸住宅の空き室は一定数存在する。

このため、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の3省合同で開催）における議論も踏まえ、要配慮者の居住の一層の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）が令和6年5月に成立した。

住宅の確保が困難な者は、生活困窮や障害、高齢など、福祉的な課題も有していることが多いと考えられることから、住宅セーフティネット法等改正法においては、

- ・ 国土交通大臣及び厚生労働大臣は共同で、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を策定することとする
- ・ 都道府県及び市町村が基本方針に基づき作成する「都道府県賃貸住宅供給促進計画」及び「市町村賃貸住宅供給促進計画」において「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」を記載することとする
- ・ 居住支援法人等が要配慮者に、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを提供する「居住サポート住宅」を、福祉事務所設置自治体が認定する制度を創設する
- ・ 「居住支援協議会」の設置の努力義務化

などが規定された。

住宅セーフティネット法等改正法は一部の規定を除き、令和7年10月の施行を予定している。

また、障害福祉分野における居住サポート住宅の活用について、想定される利用のモデルケースを来年度なるべく早くにお示しする予定である。

各自治体においても、住宅部局等と連携の上、住宅セーフティネット法等改正法の施行に向けて以下の事項の検討をお願いしたい。

- ① 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用
- ② 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和
- ③ 居住支援協議会への参画・連携
- ④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号)

令和6年6月5日公布

関連資料 1

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、
死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**
(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、
**居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく
残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)
を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による
要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

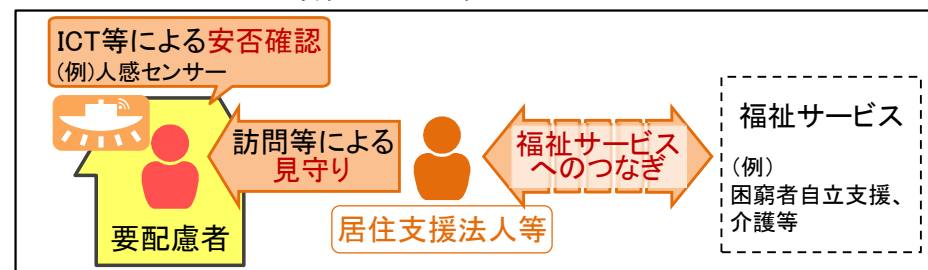
- ・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、
安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅
(居住サポート住宅)の供給を促進**
(**市区町村長(福祉事務所設置)等が認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、
住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、
特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証
を原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ **市区町村**による**居住支援協議会(※)**設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する **相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した **地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

住宅セーフティネット法改正を受けた自治体障害福祉部局への依頼事項

(1) 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用

- 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用について、想定される利用のモデルケースを来年度なるべく早くにお示しする予定であり、各自治体においても、住宅部局や障害福祉サービス事業者等と連携の上、居住サポート住宅の活用に向けた検討をお願いしたい。

(2) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和

- 賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

(3) 居住支援協議会への参画・連携

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

(4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施

- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

(2) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画 ※任意

記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する
賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保のための方策
- ・関係機関との連携に関する事項

(3) 居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居 住 支 援 協 議 会

構成員

- ・ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・ 社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・ 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・ 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

（自立支援）協議会等との連携

- ・ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

自 立 支 援 協 議 会

構成員

- ・ 地方公共団体
- ・ 関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

協議事項

- ・ 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・ 住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

- ・ （自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

（自立支援）協議会について

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、（自立支援）協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、（自立支援）協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村: 1,718自治体(設置率約98.7%) ※協議会数: 1,212箇所
都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

※都道府県協議会については市町村も参画

（４）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（２）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

居住サポート事業実施自治体(令和6年4月時点)

北海道 (33市町村)	札幌市	岩手県 (12市町村)	宮古市	埼玉県 (18市町村)	さいたま市	神奈川県 (5市町村)	鎌倉市	京都府 (6市町村)	京都市	島根県 (4市町村)	松江市	熊本県 (4市町村)	上天草市	
	釧路市		花巻市		川越市		藤沢市		福知山市		浜田市		阿蘇市	
	帯広市		北上市		川口市		逗子市		宮津市		江津市		天草市	
	北見市		陸前高田市		秩父市		寒川町		八幡市		美郷町		菊陽町	
	千歳市		滝沢市		所沢市	新潟県 (6市町村)	大磯町		京田辺市	岡山県 (5市町村)	岡山市	大分県 (3市町村)	中津市	
	深川市		紫波町		深谷市		新潟市		京丹波町		倉敷市		津久見市	
	富良野市		矢巾町		戸田市		長岡市		大阪市		玉野市		宇佐市	
	登別市		住田町		久喜市		五泉市		堺市		和気町	宮崎県 (7市町村)	宮崎市	
	恵庭市		大槌町		富士見市		佐渡市	大阪府 (16市町村)	岸和田市		早島町		都城市	
	伊達市		山田町		蓮田市	富山県	弥彦村		高槻市	広島県 (7市町村)	三原市		日南市	
	乙部町		岩泉町		幸手市		出雲崎町		守口市		尾道市		西都市	
	積丹町		田野畑村		ふじみ野市		実施なし		八尾市		福山市		綾町	
	由仁町		仙台市		白岡市	石川県 (1市町村)	かほく市		富田林市		東広島市		山口県	高鍋町
	新十津川町		石巻市		横瀬町				松原市		廿日市市			新富町
	妹背牛町	宮城県 (13市町村)	気仙沼市		皆野町	福井県	実施なし		大東市		安芸高田市	鹿児島県 (11市町村)		鹿児島市
	秩父別町		登米市		長瀬町		甲府市		箕面市		世羅町			鹿屋市
	北竜町		東松島市		小鹿野町	山梨県 (6市町村)	富士吉田市		羽曳野市		実施なし			垂水市
	沼田町		富谷市		杉戸町		山梨市		東大阪市	鳴門市	霧島市			
	当麻町		大河原町		市川市		笛吹市		四條畷市	小松島市	さつま町			
	比布町		松島町		松戸市	長野県 (8市町村)	西桂町		大阪狭山市	勝浦町	東串良町			
	愛別町		大和町		成田市		鳴沢村		阪南市	上勝町	錦江町			
	上川町		大郷町		佐倉市		塩尻市		熊取町	那賀町	南大隅町			
	上富良野町		大衡村		東金市		千曲市		豊岡市	上板町	肝付町			
	中富良野町		涌谷町		習志野市		立科町	兵庫県 (8市町村)	赤穂市	高松市	天城町			
	南富良野町		女川町		柏市	岐阜県	大鹿村		西脇市	さぬき市	伊仙町			
	占冠村	秋田県 (5市町村)	秋田市		鎌ヶ谷市		山形村		宝塚市	香川県 (4市町村)	東かがわ市	那覇市		
	苦前町		横手市		浦安市	静岡県 (4市町村)	朝日村		加西市		三木町	沖縄県 (8市町村)	石垣市	
	白老町		湯沢市		印西市		筑北村		多可町		宇和島市		浦添市	
	洞爺湖町		小坂町		山武市		坂城町	奈良県 (2市町村)	市川町		新居浜市		糸満市	
鹿追町	山形県	大潟村	千葉県 (16市町村)	大網白里市	実施なし		神河町		伊予市	沖縄市				
本別町	会津若松市	九十九里町		沼津市	三宅町	鬼北町	豊見城市							
標茶町	福島県 (4市町村)	田村市		芝山町	藤枝市	黒滝村	高知県		実施なし	嘉手納町				
羅臼町		三春町		横芝光町	裾野市	新宮市			北九州市	北谷町				
弘前市		小野町		鋸南町	小山町	和歌山県 (7市町村)		紀美野町	福岡市	福岡県 (9市町村)	直方市			
八戸市	茨城県 (1市町村)	水戸市		新宿区	名古屋市			那智勝浦町	福岡市		飯塚市			
黒石市				文京区	豊橋市		太地町	佐賀県 (1市町村)	みやき町		柳川市			
五所川原市	栃木県	実施なし		台東区	刈谷市		古座川町				嘉麻市			
むつ市	群馬県 (12市町村)	伊勢崎市		墨田区	豊田市	鳥取県 (6市町村)	北山村		長崎市		西海市			
平川市		館林市		江東区	愛知県 (9市町村)		犬山市		串本町	西海市	長崎県 (5市町村)	長与町		
田舎館村		渋川市		世田谷区			大府市		鳥取市	鞍手町		時津町		
板柳町		富岡市		中野区			日進市		米子市	みやこ町		新上五島町		
佐井村		榛東村		江戸川区	三重県 (1市町村)		田原市		倉吉市					
五戸町		吉岡町		八王子市			豊根村		岩美町					
田子町		中之条町		三鷹市			滋賀県 (3市町村)		志摩市	琴浦町				
階上町		長野原町		小金井市					長浜市	北栄町				
新郷村		嬬恋村		小平市					甲賀市					
		草津町		清瀬市			湖南市							
		玉村町		御蔵島村										
		大泉町												

265

16 発達障害者支援施策の推進について

(1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化【関連資料1】

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、発達障害児者に対する地域支援機能を強化するほか、発達障害に関する住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図るための「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。

令和6年度からは、集中的支援の実施のための体制整備に必要な経費を盛り込み、広域的支援人材の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うことを想定し、強度行動障害を有する者を含め、発達障害児者に対する地域支援機能の更なる強化を進めることとしたところである。

さらに令和7年度予算からは、中核的人材を含む支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築に要する経費についても補助対象とする予定である。具体的には、中核的人材や広域的支援人材が養成された後、地域でのネットワーク構築や人材育成を行うため、研修や事例検討会の実施に補助を予定しているので、各都道府県・指定都市におかれては積極的にご協力頂きたい。(再掲)

(2) 「発達障害者支援センター運営事業」実施要綱の改正について【関連資料2】

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」(平成24年障発第0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の一部を改正し、令和8年度より施行予定である。

改正内容としては、

- ・ 障害児入所施設等への発達障害者支援センターの附置要件を支援実態に合わせ見直すこと
- ・ 発達障害と診断されていない者であっても、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者としてを定めることができることを明確化すること
- ・ 警察、裁判所、矯正施設等の関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発を強化すること
- ・ 「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」という発達障害者支援センターが行うべき4つの事業全ての実施の原則化など実施体制を明確化すること
- ・ 発達障害者支援センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーであっても、発達障害者支援センターとの連携体制の確保を努力義務化すること

等である。

今回の改正は、現状のセンターの運用状態に合わせた改正で、関係団体とも調整しているが、各都道府県、指定都市においては、要綱改正に係る通知を令和7年度中に発出予定であるため、あらかじめ御了知いただき、令和8年度の施行に向けてご準備をお願いしたい。

（３）地域生活支援促進事業（発達障害関係）について

発達障害者施策の推進のため、発達障害者支援体制整備事業などの一部の事業については、国として促進すべきものとして特別枠（地域生活支援促進事業）に位置付け5割の補助を確保し、質の高い事業実施を図ってきたところである。

地域生活支援促進事業（発達障害関係）については、例年予算額を上回る協議があるが、その内容を精査した結果、本事業の趣旨に合致しているとは言えない事業も散見されたところである。

そのため、より効果的な事業実施のため、「発達障害児者及び家族等支援事業」の実施要綱の一部について、特にピアサポート推進事業の内容を明確化する等の改正を予定している。

さらに、地域生活支援促進事業における所要額の協議に当たっては、事業計画の精査のため、詳しい積算資料等を提出いただく場合もあるとともに、予算額を上回る協議があった場合には、原則として、前年協議額を基準として査定する予定であるので、御了知頂きたい。

各都道府県、指定都市においては、地域生活支援促進事業（発達障害関係）を実施するために真に必要な経費のみを計上いただくなど、所要見込額の算定に当たっては十分精査いただき、広く全国での発達障害者施策の推進のため御配慮をお願いしたい。

（４）「世界自閉症啓発デー」について【関連資料３】

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしており、今年においても4月2日から4月10日までの「発達障害啓発週間」と定め、東京タワーのブルーライトアップや啓発イベントを実施する予定である。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2025・日本実行委員会において、「セサミストリート」のキャラクターで自閉症の特性がある「ジュリア」などを起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても、実行委員会のホームページに掲載しているので、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進

されるような啓発イベントの開催やSNSの活用等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 (公式サイト)

(<https://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業(地域生活支援促進事業))

令和7年度当初予算案 4.3億円 (4.3億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要であることから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

2 事業の概要・実施主体等

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

(2) 住民の理解促進

発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

(3) アセスメントツール導入促進

市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイルの活用促進

市町村等に対する個別支援ファイル(当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録)の活用促進に関する取組を行う。

(5) 集中的支援の実施のための体制整備

障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。

(6) 支援人材に係るネットワーク構築(新規)

中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



実施主体：都道府県、指定都市

補助率：1/2

改正の趣旨

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について（平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成24年障障発0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の一部を改正する予定。

改正（案）の概要

1. 支援の実態に合わせた設置要件の見直し【部長通知3 障害児入所施設等への附置】

夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能を図る観点から、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は障害児入所施設等に附置することとされてきたが、支援の実態を踏まえ見直す。

2. 発達障害未診断者の取扱いの明確化【部長通知5 センターの利用対象者】

発達障害との診断がなされていない状態の者であっても、発達障害の行動や認知の特性を踏まえ、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者として行うことができることを明確化する。

3. 関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発の強化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、新たに警察、裁判所、矯正施設等の従事者に対する研修実施への協力や連携構築に努めることを新たに位置付ける。また、関係施設等に対する機関コンサルテーションの実施について業務として明文化する。

4. 発達障害者支援センターが実施すべき事業と実施体制の明確化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児者の相談ニーズの多様化を踏まえ、センターが実施すべき「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の4つ全ての事業を実施することを原則としたうえで、地域の実情に合わせて複数のセンターや身近な地域の関係機関とも役割を分担して実施する場合は、定期的な情報交換を行う等連携を確保することを明確化する。

5. 発達障害者地域支援マネジャーとの連携の努力義務化【課長通知5 関係施設及び関係機関との連携】

センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーとの連携体制を確保し、事業運営の状況を相互に共有することについて、センターに努力義務を課す。

施行期日

令和8年度（予定）

概要

- 平成19年12月、国連総会においてカタル国 の提案により、「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議が採択され、2008年以降各国で普及啓発の取組が行われている。
- わが国でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、毎年、啓発イベントの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障害について啓発活動を行っている。

啓発イベント

（1）内容

世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、以下の取組を実施。

- ・東京タワーなどの全国の施設をブルーライトアップ
- ・公式ホームページによる応援メッセージ等の情報発信
- ・ポスター・リーフレットを作成しての啓発 等

（2）主催団体等

主 催：厚生労働省、一般社団法人日本自閉症協会
共 催：文部科学省、こども家庭庁
国立特別支援教育総合研究所
全日本自閉症支援者協会
日本自閉症スペクトラム学会
一般社団法人日本発達障害ネットワーク
発達障害者支援センター全国連絡協議会
全国情緒障害教育研究会
一般社団法人全国児童発達支援協議会、
自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
Sesame Workshop
後 援：内閣府、法務省、外務省、国土交通省

（3）世界自閉症啓発デー2025・啓発イベント

①啓発イベント

日時：令和7年4月2日（水）18:00～18:15

場所：東京タワー イベントスペース

テーマ：「みんな たいせつ つながる えがお」

内容：「WE BELONG」の演奏及び歌唱

②東京タワー・ライトアップ点灯式

日時：同日18:15～18:30



東京タワーライトアップ
（昨年の模様）



啓発ポスター



オフィシャルHP